

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和元年第4回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和元年12月3日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 7 伊藤 武 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	澤田周蔵
津具総合支所長	村松静人	生活課長	久保田美智雄
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	金田敬司	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 加藤弘文議員

(1) 平成28年設楽町総合戦略アクションプランの総括と今後の新戦略の策定について

(2) 県立田口高校入学希望者の増加のための施策について

2 田中邦利議員

(1) 加齢性難聴者の補聴器購入補助について

(2) 町営住宅入居資格の特例の拡大について

3 原田直幸議員

(1) つぐ診療所の運営について

- 4 今泉吉人議員
(1) 公共施設等のトイレ新設並びに改修案について
 - 5 金田文子議員
(1) 行政情報の住民向け広報・広聴の方針と現状を改善する姿勢、施策を問う。
 - 6 高森陽一郎議員
(1) 名倉地区発電事業について
- 日程第6 議案第72号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第73号
指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第74号
町道路線の変更について
- 日程第9 議案第75号
設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号
設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第79号
設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 日程第14 議案第80号
設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第81号
設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第82号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第83号
工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第84号
工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第85号

工事請負契約の変更について

- 日程第20 議案第86号
令和元年度設楽町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第87号
令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第88号
令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第89号
令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第90号
令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 おはようございます。それでは、定刻より時間少し早いですが、令和元年度第4回設楽町議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、令和元年第4回設楽町議会定例会（第1日目）を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営ならびに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告を願います。

5 金田 令和元年第16回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和元年第4回定例会第1日の運営について、去る11月28日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より例月出納検査結果、議員派遣の報告、請願・陳情書の取扱いについての報告があります。日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。日程第5「一般質問」は、本日6名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含め50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出19件です。日程第6、議案第72号から順次1件ごとに上程します。日程第17、議案第83号から、日程第19、議案第85号までと、日程第20、議案第86号から、日程第24、議案第90号の議案は、一括上程いたします。以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番七原剛君、2番原田直幸君を指名します。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は15日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、請願・陳情書等の取り扱いについてを報告します。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和元年度11月分実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いをいたします。

次に、議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願1件、陳情書2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願の受理番号2は総務建設委員会付託、陳情書の受理番号22、23は議長預かりと決定しました。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、12月議会定例会初日の開催にあたりまして、全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。豊かな彩りを醸し出す紅葉シーズンが終わり、師走に入り、本格的に冷え込みが厳しくなる季節となりました。皆様、体調管理には十分御留意をいただきたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。まず最初は、当初予算編成についてであります。令和2年度当初予算案につきましては、例年どおり年明け2月の議会全員協議会時で公表するよう編成作業を進めており、現在、各課からの予算要求が出揃い、財政課で査定作業を進めています。今月中旬からは副町長査定、1月には町長査定を行い大枠を固める予定であります。令和2年度も、歴史民俗資料館及び道の駅、新斎苑建設の継続事業の他、情報ネットワーク施設更新等の大型事業があるため、本年度と同規模もしくは本年度を上回る大型予算となる見込みです。総合計画、総合戦略に掲げられた各種施策を踏まえつつ、住民の要望に応えられる予算となるよう、引き続き予算編成作業を進めてまいります。

田口地区公共下水道事業について報告をいたします。事業に関する説明会を、

11月21日から12月12日まで、5会場で7回行ってまいります。説明会では、下水処理場の進捗状況や管渠工事の内容、施工予定の時期、また通行止め、宅内の排水工事、各種助成制度、加入分担金・使用料などを説明するとともに、簡易水道の配水管、またダム補償に係る導水管工事についても説明を行っております。出席された方たちからは、自宅の工事を想定しての質問が多く、下水道事業への関心を強く感じております。住民の期待に応えられるよう、今後も取り組んでまいるところであります。

次に、市町村対抗駅伝についてです。来る12月7日土曜日、「愛知県市町村対抗駅伝競争大会」が、長久手の愛・地球博記念公園で開催され、本町からは18名のランナーが参加します。町議会から松下議長に、直接現地にて激励をいただくようお願いをさせていただいております。例年同様に素晴らしい活躍を見せていただけるものと思いますので、皆様方の応援をお願いいたします。

次に、三遠ネオフェニックスとの連携協定について報告します。地元東三河のプロバスケットボールチーム「三遠ネオフェニックス」を運営する株式会社フェニックスと東三河8市町村が、「地域貢献活動やスポーツ振興等にかかる連携協定」を10月8日に締結をいたしました。目玉企画として、各市町村が観光PRをするとともに、住民が公式試合に無料で招待される日が設けられることとなりました。来年、3月7日、8日、土曜日、日曜日ですが、この日に設楽町、東栄町、豊根村で、「奥三河デー」と銘打って豊橋市総合体育館で開催がされます。詳細が決まりましたらお知らせをいたしますので、多くの皆さん方にも御参加いただき、声援を送っていただければと思います。

最後に、津具小学校の児童の活躍についてお知らせをいたします。津具小学校6年生の丸山時輝くんが、今月開催された「ガンプラ・ビルダーズ・ワールドカップ2019日本大会ジュニアコース」に出品をされ、みごと優勝を果たされました。これは、機動戦士ガンダムを素材としたこの作品でありまして、素晴らしく、前回大会に引き続きの優勝をされたところです。丸山くんは、12月8日日曜日に東京で行われる「世界大会ジュニアコース」の日本代表として、世界16の国・地域の優勝者と競うこととなります。健闘を祈りたいと思います。

以上、近況について報告をさせていただきました。

本日は、6名の議員によります「一般質問」に続き、人事案件1件、条例関係8件、工事請負契約の締結3件、一般会計・特別会計の補正予算5件、その他2件、合計19件を上程させていただきました。本会議及び委員会において慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、最終日に簡易水道と公共下水道の工事変更契約について、追加上程を予定しておりますよろしく願いいたします。

以上、議会定例会開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。始めに、3番加藤弘文君の質問を許します。

3加藤 おはようございます。3番加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、2つの件について質問をします。

まずはじめに、平成28年3月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定された「設楽町総合戦略アクションプラン」、以降「アクションプラン」とお話をいたしますが、についてです。このアクションプランは、同期に策定された「人口ビジョン」、総合戦略に基づいて実施され本年度で最終年を迎えました。そこで、これまでの取組みを町としてどのように総括したのか。また、それを踏まえて何をどのように策定しようとしているのかを質します。

1つめに、平成27年から始動されたアクションプランは、「子育て世帯の移住者を確保する」という政策目標に基づいて、5つの基本目標を立ててさまざまな施策を行ってきました。本年度、最終年度を迎え、その実績と効果を客観的に振り返り、総括すべき時期にきています。総合戦略の検証は、PDCAサイクルを確立して推進するとしていますが、現時点でどのような総括評価をしているのかを問います。

2つめは、本年度から新たなアクションプラン策定に向けた準備は、もうすでに進められていることと思いますが、どのような方針で、どのような方法で、どのようなプランが策定されようとしているのかが、住民に見えていないのが現状ではないかと思われます。これまで、総合戦略は、「設楽町まち・ひと・しごと推進本部」を設置し、広く住民と産学官金労言の推進体制で進めるべきとしていますが、新アクションプラン策定にあたって、何よりも住民の思いや意見・アイデアを積極的に生かすような経過をたどっているのかが危惧されます。町のこうした策定方法・手順についての考えと姿勢を問います。

3つめは、昨日、設楽中学校の文化祭で昨年が続いて、設楽町活性化のための3年生の生徒によるプランが報告されました。中学生らしい発想と、設楽町をもっと元気にしたいという思いが強く感じられる報告でした。お手元にその際の資料を用意しましたのでごらんください。はじめに、付箋を付けた資料です。はじめに、「森林を活用しよう」ということで、子供たちが設楽町へ多くの人を訪れるような工夫をしたらいいんじゃないかという内容です。2つめは、黄色の付箋を付けましたが「人口増加のための子育て支援」ということで、世界的な教育制度からたどりながら、山村留学等にも触れながら、子供たちなりの意見をまとめております。「インスタスポットインしたら」では、観光したら、観光の設楽ということで、そうした場所をたくさん設置したらいいんじゃないかというふうなアイデアが発表されています。「リホーム塾を広げよう」の部分では、津具での実践を踏まえながら、こうしたら支援、また施策をぜひしてくといいのではないかというふうな4つのテーマで、しっかりとした調べ学習、またアクティブラー

ニングに基づく発表が行われました。私は、本年6月の定例議会の一般質問で「子ども議会」を開催することで、町政の活性化を進めることについて問いました。企画ダム対策課長からは、「こうした声をととても大切に考えている。中略 子供と町職員・議員が共通のテーマで話し合う場を設定したい。」町長からは、「設楽町の未来を担う子どもたちの意見や考えを聞くことは大切。関係者と内容を詰めながら、実施に向けてできる方法を考えたい。」という前向きな答弁をいただきました。設楽町のこれからの5年間を構想し、総合戦略であるアクションプラン策定を進める今だからこそ、さらに真摯に、中学生たちの声に、また多くの住民からの声に耳を傾けなければならないのではないかと考えます。新アクションプランにこうした声を集め生かすことへの町の考えを問います。

次に、2つめの質問に入ります。前の質問の平成28年設楽町総合戦略アクションプラン基本目標の4「設楽町での子育て希望を実現する」の中で、小さな町ではありますが保育園から高等学校までの充実した教育を保証する町づくりの大切さが述べられています。したがって、県立田口高等学校の存続は、町政の最重要課題でもあると思います。田口高等学校は県内でも希有の中高一貫教育を実施したり、学科やカリキュラム内容を工夫したり、他の学校には見られない丁寧な少人数個別指導を行ったりしてその魅力化を図る努力をいただいています。しかし、郡内の中学校卒業生の減少の影響は大きく、本年度の普通科は1年から3年までの全学年合計で43名、林業科は全学年合計で51名となっています。郡内の入学希望者だけでは、生徒数の確保は難しい現状は否めません。したがって、郡外出身生徒の増加対策は、田口高等学校存続の必須要件となっています。田口高等学校林業科は、全県を入学可能エリアとしており、現在も新城市から12名、それ以外の郡外、豊川・豊橋・田原・豊田・安城・常滑から6名が通学しています。また、清和寮生も現在6名おり、林業科に通学しています。田口高等学校は県内唯一の林業科があるという特色があり、これを生かすことが今後も大切かと考えます。しかし、この貴重な郡外出身生徒は、郡内通学生徒に比べいくつかの点で入学への希望を躊躇すると思われる要因がみられ、町の思い切った支援が求められます。

まず1つめは、郡内の生徒は各町村の規定に基づいてバス通学補助を受けていますが、近隣の新城・豊田などからバス通学する生徒は全額自己負担となっています。郡外入学希望者の障害となっております。同じ田口高等学校の生徒の中で格差が生じていることは問題であり、郡外入学希望者減少の一因となっています。現在でも、清和寮生に対して帰宅時の本長篠までの交通費補助を町は独自に行っていますが、こうした実態を解消すべく、郡外通学生徒への町の補助制度のさらなる拡大を検討してはどうかと考えますが、町の見解を問います。

次に、田口高校は前述したように清和寮を併設しており、現在、公共交通機関による通学が難しい生徒6名が入寮しています。清和寮の現収容可能数は72名であり、まだまだ空きがある状態であります。今後、全県から入学希望者を募る

うえで、入学生徒が住民票を設楽町に移動することで、郡内通学者と同等の福利を得られるような仕組みを導入することはできないでしょうか。また、寮費の補助制度をさらに拡大し、郡内外から入寮して通学する生徒の負担を軽減するという、入学入寮希望者増加策を実現できないでしょうか。私は、以前、小中学生の山村留学制度の導入を提案しましたが、受け入れ施設などの問題もあり研究・検討課題とするという答弁でした。しかし、田口高等学校は、その要件がすでに整っております。「山村留学」もしくは「高校生の里山留学の地」として、さらに魅力ある条件整備をすることで、田口高等学校の存続のための具体的な支援策としていく考えがないかを問います。以上で1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 ただいま加藤議員から大きく2点、「総合戦略」それと「田口高校入学者増加のための施策について」御質問いただきました。まず1点目の総合戦略の進捗状況また第2期計画の進め方等につきまして、御説明させていただきます。始めに、「設楽町まち・ひと・しごと総合戦略の概要について」説明させていただきます。議員御指摘のとおり現行の総合戦略は、平成27年度に策定し、平成27年度から平成31年度、令和元年度までの5か年計画となっております。本年度、計画の最終年度にあたりますので、引き続き総合戦略を実施するため、現在、第2期総合戦略、令和2年度から令和6年度までの計画、これの策定に取り組んでおるところでございます。総合戦略は、人口ビジョン、総合戦略、総合戦略アクションプランの3つの計画で構成されておりまして、人口ビジョンは、将来人口推計に基づく町の将来像を示したものの、総合戦略は、基本目標等を定められたものの、総合戦略アクションプランはその実施計画となっております。策定の組織体制としましては、外部有識者による「設楽町総合戦略策定委員会」、町長を長として課長級職員で構成しております「設楽町まち・ひと・しごと創生推進本部」、担当職員で構成する「設楽町総合戦略企画員部会」で検討しているところでございます。なお、策定にあたりましては、一部を名古屋大学に委託しております。この中で、3点質問をいただいております。

まず1点目の「総合戦略の検証は、PDCAサイクルを確立して推進するとしているが、現時点で、どのような評価をしているのか」ということについて説明させていただきます。総合戦略の検証は、毎年、外部の有識者で構成する「設楽町総合戦略検証委員」の方が、各課の担当者へのヒアリングを行い、基本目標の達成状況、KPI、重要業績評価指標でございますけれども、また実施状況などを確認していただいております。そこで、各課では、ヒアリング結果に基づきまして、次年度以降の施策に反映しているところがございます。次に、総括評価についてでございますが、この総合戦略では、「毎年、10世帯の子育て世帯、夫婦と中学生以下の子供1人ですが、の移住者を確保する。」ことが政策目標でありますので、この目標を達成できたかどうかの評価となります。結果から申しますと、「10世帯の子育て世帯の移住者の確保」には至りませんでした。これまでの取り組みの結果、空家バンク、新規住宅補助など町の施策を利用して移住された方は、

平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で、28 世帯 61 人となっております。この年度別の内訳を申しますと、平成 28 年度が移住世帯は 6 世帯 14 名、うち子育て世帯が 3 世帯。平成 29 年度が移住世帯は 15 世帯 30 名、うち子育て世帯が 4 世帯、平成 30 年度移住世帯は 7 世帯 17 名、うち子育て世帯が 2 世帯でございます。子育て世帯は、このように 3 年間で 9 世帯と毎年目標 10 世帯には至りませんでした。各施策に取り組んだ結果、3 年間で 28 世帯 61 人の移住者の確保ができたことは、一定の成果がでていていると考えているところでございます。したがって、第 2 期計画におきましても、継続・強化して取り組むことが重要であると考えております。

次に 2 点目の「新たなアクションプランに向けた、方針、策定状況が住民へ見えてこない。住民の意見、アイデアを生かすためにどのようにしているのか。」について御説明いたします。先ほど申したように、第 2 期総合戦略は、現計画の一部を見直す形で進めておりまして、国・愛知県の総合戦略の取組み、社会情勢の変化などを勘案し検討しておるところでございます。国の総合戦略の新たな視点としましては、「関係人口」「Society5.0」「SDGs」などの方針が追加されております。現在までの取組み状況でございますが、始めに人口ビジョンの見直しを行いました。人口の推移等を検証した結果、10 世帯の子育て世帯の移住があれば、人口 3,000 人を確保でき、持続可能なまちになることが確認されましたので、引き続き、第 2 期総合戦略の政策目標といたしました。政策目標が決まりましたので、総合戦略、総合戦略アクションプランについて検討をしておりまして、総合戦略企画員部会を開催し、策定作業を進めているところでございます。住民などからの意見の把握につきましては、前回は、新たな計画であったため、数多くのヒアリングを実施しましたが、今回は、第 1 期総合戦略を引き継ぐ形で見直しを行いますので、必要に応じヒアリングを実施したいと考えております。そして、設楽町総合戦略策定委員会には、産官学労言士から 5 名、さらに各種団体、そして町民代表の方にも入っていただいております。情報を共有しながら幅広い視点から施策に対する意見や提言をいただきながら進めているところでございます。住民への周知でございますが、素案策定後、パブリックコメントを実施し広く周知を図りまして、意見を求めて成案としたいと考えております。最終的には、「第 2 期設楽町総合戦略」を広報紙やホームページに掲載し、町が取り組んでいる施策を知っていただけるよう、広く発信していきたいと考えておるところでございます。

3 点目の中学生たちの声、多くの住民からの声を集め、新アクションプランに生かすための町の考えについてでございますが、先ほどの質問と多少重複しますが、パブリックコメントや必要に応じましてヒアリングなどを実施して、意見を求めたいと考えております。町としましては、このような機会が確保されていることが、まずは行政として大切であると認識をしているところでございます。

先日開催された設楽中学校の文化祭におきまして、3 年生が「設楽町活性化プ

ラン」としまして、先ほど加藤議員から紹介がございました「森林を活用しよう」「人口増加のための子育て支援」「インスタスポットインしたら」「リフォーム塾を広めよう」というの4つのテーマで発表されております。先ほど加藤議員から資料をいただきまして、ありがとうございます。参加された方からは、「中学生の視点でうまく語っていた。」などという話を聞いております。町内の中学生が、設楽町のことを考え、意見発表していただくことは、大変うれしく思います。発表内容について、中学校から話を聞かせていただきまして、企画員部会で情報を共有していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、「県立田口高等学校入学希望者の増加のための施策」につきまして、お答えいたします。これにつきましては、通学費補助制度また清和寮費補助制度の2点について御質問いただいております。

1点目の「町外から通学する生徒への通学費補助について」でございます。町外通学生徒への補助制度の拡大とのことでございますが、現状、豊根村では田口高校へ通学する者の定期代は全額助成、東栄町では半額助成を行っている聞いておりますが、設楽町では助成を行っておりません。これは平成22年度に「おでかけ北設バス」、これの運賃見直しを行った時に、それまでのバス代と比較して4割以上安くなったためでございます。それから年数も経っており、田口高校の置かれた状況等も変わっていることですので、まずは町外生徒よりも町内生徒が通いやすくなるための方策を検討するなど、慎重に対応する必要があると考えているところでございます。

次に、「清和寮寮費補助制度について」でございます。平成30年7月25日に北設楽郡3町村長と愛知県教育委員会教育長との懇談の場を設けました。その中で県から学校施設の老朽化、特に清和寮の老朽化対策について考えを伺っております。清和寮につきましては、「10年間の長寿命化計画の中で老朽化の遅れを取り戻すのが基本であり、教育課題に対応できるような施設整備の水準を引き上げることも考えていく。」という回答をいただき、その工事は来年度実施される予定であるということ聞いております。しかしながら、寮生活にはそうした施設の老朽化問題とは別に、寮生そして保護者に対して負担が大きいことが入寮、入学増につながっていないことも事実としてございます。それは、愛知県教育委員会の制度の中で、月曜日から金曜日までの利用に限られていることです。寮看守を教員が行うことになっておりまして、現在は2～3名の教員で回しているということも聞いております。寮生は金曜日の夕方には帰省し、月曜日の朝登校するしかございません。部活動を行う生徒にとっては、土日に大会や練習があっても、一旦は自宅のある西三河や尾張方面に帰らなければなりません。また、日曜日に入寮することができないため、月曜日に保護者が送ることができず、月曜日の朝に、電車やバスを乗り継いでやっとの思いで登校しております。さらに、1人の寮看守が面倒を見ることができる生徒の数が限られておると聞いております。現状は1週間で2～3名の教員で対応していることから、これ以上の負担を強いる

ことは不可能とのことも聞いております。仮に収容可能数 72 人が入寮したとなると、食事、お風呂、洗濯、また学習等を含め、全ての面において現行の体制ではできないということになると考えられます。そしてもう 1 つの心配ごとは、寮生の食事の賄を引き受けてくれる町内の方が高齢により、次の契約更新時には請け負うことが難しい状況にあるとも聞いております。町ではこうした状況を把握し、高校を含め郡内 3 町村による支援策や体制づくりを協議しておりますが、県の施設でありますし、県の制度改正を伴う事象でもあることから、なかなか思うようにことが進んでない状況でもございます。まずは、寮費の経済負担の軽減という前に、このように改善に取り組まなければならないことがあると思います。

議員御指摘の点もあるかと思いますが、それ以外にも、高校では地域に根差し、地域の産業を支える人材を育成する取り組みが肝要であると思います。そこで、今年度から愛知県が主体となりまして、田口高校が生徒・保護者から選ばれる学校になることをめざし、加えて学校運営は校長が司ることから、校長の学校運営を支援する機関としまして、地域の県及び町村の関係機関で構成する「地域で支える田口高校の教育活動検討会～生徒・保護者から選ばれる学校をめざして～」が設置されております。この検討会では、田口高校が、地域と共に魅力ある教育活動を展開し、実績を積み上げることで、地域をはじめ、世間に広くその特色ある教育活動が周知され、生徒・保護者から選ばれる高校になるための方策を検討しておるところでございます。

また、田口高校が地域を振興し持続発展を図る核となるべく、田口高校で将来地域を担う有用な人材を育成していく方策について検討しております。このように現在、地域が一丸となって「魅力ある学校づくり」に取り組んでおるところでございます。以上でございます。

3 加藤 今、答弁をいただいたわけですが、いくつかの点で再質問をさせていただきます。通告の順番にしたがって再質問します。まず 1 つは、2 次計画であると。要するに 27 年の計画のときには大きく周囲からの声を聞いて作成をしていったけれども、第 2 次であるので、それを踏まえて割とこびそにやっているというふうなお話でしたが、実は制度の切替えをするときってというのは、実は住民の皆さんに、今、設楽町の抱えている問題はこういう問題があるんだよ。そして、このことが重要な課題になっているんだよということを、大きく啓発していく機会でもあるというふうにも思っています。アクションプランについて知らない町民がかなりいる。「アクションプランって知ってる。」って聞くと、だいたい「知らない。」「何のことかよくわからない。」っていう町民が多くいるなかで、2 次計画が策定されていることにやや危機感を感じるべきではないかというふうに思います。大きく動くことが町民の啓発につながるということも含めて、こうした形で、今お話のありました 3 つの大きな組織があるように伺ったわけですが、とりわけ町民の声を聞くというのはどこで行われるのかなっていうふうに思ったわけですが、戦略の策定委員会という委員会がありますが、このメンバーとい

うのは、やはり何かの組織の代表が選ばれてきているのではないかと考えるわけですが、その組織のメンバーならば、その組織で議論した結果を報告するというふうな会議になっているかどうか。個人の、例えばなんかの会長さんの個人の意見だけでまとまっていくというふうな会議になってるとするなら、その組織の長を集めることに意味というのはあまり大きくないなというふうに思うわけで、町民の声を生かしていくということについて、そうした手立てがとられているのかどうか。それからメンバーはどなたがやってみえるのか、よく私にも見えないところがあります。それから、そのなかで話合われた内容というのは、開示、請求すれば公表してもらえるとというふうに考えてよろしいでしょうか。どんな話合いがそのなかであるのかというのが、実は策定に関わってとても大事な事かなと。3月議会の前の全員協議会でおそらく発表されるんだろうと思いますが、もうほぼ策定されたものが示されるというふうな状況になるのは、やはり残念だなというふうに思います。そうした意味で、経過がわかるような形にしていただけないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、アクションプランの総括をするうえで、移住世帯が10世帯であるという目標をほぼ達成したのか、してないのか、ちょっとよくみえないような状況なんですけど、ただそこまで達成できたのはどこがよかったのか。どの施策が有効だったのか。またどこが不十分な、弱い、もっと強くすべき施策なのかということ。それから、打つべきあらたな施策というのはどういう施策なんだろうかと。いうふうな議論を進めるべきで、数値目標がこのくらいだったのが、このくらいに達成したのでほほいいでしょうというふうな評価は極めて脆弱な評価のしかたかなというふうに思います。そうした点で、アクションプランについて回答いただけたらというふうに思います。

それから、ちょっと驚いたのですが、清和寮の改修が今始まっていることは私もお聞きしておるところなんですけど、これ以上の負担を強いることはかなわないというふうに高校が言っているというふうに聞こえたんですけど、それは事実なんですか。今6名の寮生がいて、寮母さんがすごく頑張っていてそれを支えてくださっているということは、お聞きしているわけですが、現行体制で精一杯なので、もうこれ以上寮生増えたら困るというふうな立場で、田口高校考えておみえなのかどうかというのが、それが事実かどうかをもう一度確認をしたいというふうに思います。

それから通学制度については、通学補助についてですが、町村によって若干の違いがあることは、私も承知をしておるわけですが、とりわけ、かつて田口高校の分校のあった稲武方面からの生徒が激減している。今1名だと思います。林課と普通課合わせて1名の子供が来ているというふうな状態になって、どんどん減っているというふうな実態がある。これは通学費だけの問題ではないかもしれませんが、しかしそういう子供たちも受け入れられるような体制を整えることは、とても大切な事かなというふうに思ったわけですが、今、課長さんは、この郡

内の設楽町3町村で何とか努力していく方向でっていうふうに答弁をされたわけですが先にも述べたように、郡内の卒業生もどんどん減っている。で、そのなかで全員田口高校の入れというふうなことは、教育の立場からとてもいうことができません。子供たちにはそれぞれの夢があるし、自分たちの描く進路があります。したがってとりわけ林業科を柱とした、いわゆる林業のプロを育成していくような、学校としてもぜひ存在価値を高めて、県内各地から学生が来てくれることを期待したいと思うわけですが、今の課長さんのお話ですと、極めて消極的な方向性であるなというふうに感じました。田口高校はこのままでは廃校の憂き目にあう可能性があるが、そのことがこの設楽町に及ぼす影響の大きさというのは極めて大きいという危機感をもとに、ぜひそうした施策について真剣に議論し、アクションプランにもきちんと載せていくくらいの意気込みを示してほしいと、私は思うわけですが、担当課の回答をお願いします。以上です。

企画ダム対策課長 今、加藤議員から10点ほどかと思えますけども、再質問をいただきました。もし、落ちておったら御指摘いただきたいと思えます。まず、第2次総合戦略の計画策定をこびそにやっているのではないかというようなお話もございましたが、けっしてそういうことはございませんで、第1期計画の検証をした上で、見直す形で進めておりますので、よろしく願いいたします。

次に、組織と申しますか、策定委員の名簿はどういう方かということがございますが、区長会、農協、森林組合、愛知淡水、商工会、医師会、教育委員代表、田口高校、小学校の校長会の代表の方、また町内の企業の方、名古屋大学、金融関係としまして日本政策金融公庫また産官学金労言士の士で司法書士、また町民代表の方といった方で構成されております。で、この委員会での話合いの内容が公表されているかどうかということでございますけども、この件につきましては、第1回の委員会のほうを開催してございまして、現在会議録等を策定中でございますけれども、これにつきましては、公表していくということでございまして、また公表ができましたらごらんいただければありがたいと思っております。

続きまして、政策目標で子育て世帯10世帯の移住について、それについては10世帯というものはできていなかったんですけども、判断として具体的にどうかという、判断の仕方がどうかということでございますけれども、アクションプランの施策につきましては、数多くの施策がございます。これにつきましては、毎年、議会の2月の全員協議会等でも報告しておるとおり、たくさんのプラン、実施計画をしております。そういったなかで、達成できている施策、またできていない施策、これらに関係各課の担当者、これらで現在精査してございまして、これをどうしていけばいいかというようなことも精査しているところでございます。

清和寮の話でございますけども、それにつきましては、これ以上負担がかなわないというようなことを高校のほうで申しているのではないかというようなことでございますけども、決してそういうことではございませんで、現状はこうい

うことをごさいますして、もっと多くの寮生を受け入れるためには人的なこともありますし、金曜日には自宅に帰らなければならないといった、こういった愛知県の制度的な話もごさいますので、こういったものを解決するには大変また労力がある話であるなということ、我々は感じているところということをごさいます。

あと、通学補助につきまして、3点ほどいただいております。稲武から通うお子様が減っているということにつきましては、ちょっとこの原因につきましては、また豊田市のほうでもいろいろな制度がごさいますので、そちらのほうで乗っている方もいるとは思いますが、ちょっとはっきりしたことはわかりません。3町村だけでやっているわけではなくて、高校と3町村、そして愛知県の関連する事務所ですとか、県の教育の機関、こういったものが今連携してやっているということをごさいますので、3町村だけでやっているということではごさいません。

林業科につきましても、これにつきましても、先ほどの検討会議、こういったもののなかで話されていくものと思っております。決して、後ろ向きな考えでおるわけではごさいませんので、田口高校というのは、郡内地域の生徒がしっかり勉強して、また地域に帰ってくる。そういった人材を育てる学校でもありますし、また、地域外からも林業科等へ通っていただけるといような高校でもごさいますので、しっかりと魅力ある高校になるように努めているところをごさいますので、決して後ろ向きの考えでやっているところではごさいません。以上をごさいます。

3 加藤 答弁ありがとうございました。まず、アクションプランについてなんですが、今、企画ダム対策課長さんが一人で全面に立って全部お答えをしてみえるわけですが、組織上そうなっていることは、当然そうなるのかなとも思いますが、実は教育の問題は教育委員会、それから福祉の問題は町民課とか、保健福祉のほうだとか、それから財政のほうも含めて、ほんとに町全体で取り組むべき内容であるということ踏まえると、すごく御苦労されて、やってみえることはよくわかるわけですが、各担当課がどのような考えでどのような策を持ってみえるのかとか、いうことも含めて、まだみえない状況があるなということをおもいます。そこらへんが随時わかるような方法で、ぜひ今後の策定を進めていただければというふうにおもいます。

それから、田口高等学校のことについてなんですが、私前から違和感がありまして、田口高校のこととか、中学校を卒業した子供のことの、例えば奨学金の問題だとか、これまで高校の同窓会のこととか、さまざまな一般質問を進めてきたわけですが、全部企画ダム対策課長さんが答えていただいているというふうな印象なんですよね。だけど、子供を育てていくという視点で考えてみると、子供たちの成長をいっかんして教育基本法の理念と教育的知見に基づいて補償を支援していくという部分でいうならば、保育園にあがるまでは町民課さん。小学校、中学校は教育委員会、それから高校行くと企画ダム対策課で、お話をします。大学も含めて。それから社会に出ると社会教育で教育委員会。極めて一貫性のない子

育て支援が行われる可能性が感じられます。少なくとも、住民にとっては、この前町民課長さんから子育て支援の包括センターを設置するというお話がありました。高等学校教育というのは、県が確かに主導権を持ってやっているわけですが、町としての支援策を考えていく。また、町民もそこに子供たちが行っていることを含めていうならば、窓口は少なくとも一本化して、そしてその窓口は少なくとも教育に関わる知見で回答を得られるような動きを作る。組織の再編をとまでは言いませんが、例えば教育委員会にそういった窓口がきちんとあるとか、それから子育て支援の包括センターのなかで、ここへ行けば詳しい話が聞けて、担当課にもまわしていただけるというふうな、わかりやすい組織作りをしていく必要があるというふうに、私は思えてなりません。常に、この話が出ると企画ダム対策課長さんが一人で孤軍奮闘してみえるような姿が見えて、企画ダム対策課というのは何でもやらなければいけない課なんだということがわかったですが、それでほんとに一貫した子育て支援ができるかどうかということ。若干不安を覚えています。そのへん含めて、最後に町長から答弁をいただけたらと思いますが、お願いします。

町長 加藤議員からアクションプランについて、計画を進めていく方法だとか、その内容等についてのお考えを指摘をいただきました。

また田口高等学校の寮のあり方、また存続のための施策をどう考えるかという内容について御質問いただきました。いろいろ、加藤さんのお考えというものを示していただいたもんですから、それはそうだろうなということも思うわけでありましてけれども、まず1つ、田口高等学校の今後の方針について、廃校の危機感、そういったものへの緊張感がたらんじゃないかと、こういうような御指摘をいただきましたけれども、私ども決してそのような気持ちであるわけでもありませんし、申し上げておりますように、今課長からも答弁していただいたように、やはり設楽町はもちろんですが、この田口高等学校を存続していくための生徒さんをどういうふうに確保するか、また継続していくための方法はどうしたことが必要だということを、我々3町村、まずは北設楽郡が1つになって、このことに対応しなきゃあいかなんというなかで、今の問題等を具体的に1つずつ解決というか、新しい方針に向けて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでもございます。愛知県の教育委員会とも、また県の方針、そして我々の思い、そういったことも直接お話を申し上げるなかで、そういったことへも取り組んでいく必要性というのは、十分考えておりますので、今後ともそういうことで御理解をしていただければと思います。

また、今のアクションプランのくくりの大勢で、すべて企画ダム対策課長が答弁しておる。教育問題は教育委員会じゃないかとか、例えば子育ての内容ですとか、福祉そうしたものについても、それぞれの担当部局からの声が聞こえん。体制づくりを一本化したらどうだというような御提案をいただきましたけれども、今、私どもの町の中でそうした専門というか、それぞれの部局、担当部局でそれ

ぞれの課題に取り組み、また行政を進めていっておるわけであります。そうした担当部局が集まって、その総括としてのまとめ役が、今、企画ダム対策課であると。したがってそのまとめを企画ダム対策課長が御答弁をさせていただいておるといふようなことで、決してそれぞれの分野の担当部局が外から見ておるわけではないということ、認識をしていただければと思います。そういうなかで、町が1つになって、そうした課題に取り組み、こうしたものをプラン、計画を進めていくということ、進めておりますので、この件についても認識を新たにさせていただければというふうに思います。以上でございます。

3 加藤 町長から答弁いただいたとおり、前向きに捉えて総合戦略アクションプランの策定状況をこれから見つめていきたいというふうに思っています。

それから、田口高校についても、県教員も含めた多くの組織と連携して、ぜひ存続に向けた取り組みをしていただければと思います。時間来ました。以上です。

議長 これに加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に、10 番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 2点について質問します。第1は「加齢性難聴者の補聴器購入補助について」です。働き方改革により高齢者の就労が推奨され、社会活動への積極的参加も促されています。そして、多く的高齢者は「働きたい。」「ボランティアなどにも参加したい。」と望んでいます。しかし、高齢者においては、聴力が年々後退し、加齢による難聴は70歳代で男4人に1人、女10人に1人、80歳代で男3人に1人、女4人に1人にもなっているといえます。私たちの回りでも、日常的に多くの難聴高齢者を見かけますし接する機会があります。加齢性の難聴により、日常生活に不便をきたし、人との会話や交流などコミュニケーションを困難にし、生活の質が落ちていく大きな原因となります。さらに、とじこもりや認知症へとつながっていくという指摘もあり、就労や社会参加など豊かな老後の道がとざされていきます。高齢者は「多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者」「豊富な知識と経験を有する者」として「敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全な安らかな生活を保障される」と老人福祉法に明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任であり、高齢者の就労・社会参加の場を広げることは地方自治体にとっても大切な課題ではないでしょうか。

高齢者が社会で活躍、働いていくとき、補聴器は必需品になります。ところが、加齢性難聴を補う補聴器の所有率ならびに装着率は難聴者の14%と、圧倒的に低い状況にあります。難聴を「医療」のカテゴリーでとらえて補助制度がある欧米と比べ、日本は「障がい者」のカテゴリーでとらえて助成対象を絞り込んでいるためといわれています。また、補聴器の購入費は片耳3万円くらいから30万円以上のももあり、平均で15万円と、「値段が高すぎる」との声があります。そのうえ、技能者による的確な調節ができないと、「自分には合わない」と補聴

器があっても装着しないということがあり、そうしたことが装着率を低くしている原因と考えられます。以上を踏まえまして、以下質問をします。

1. 高齢者の労働参加、社会参加のためにも、加齢性難聴者への補聴器の普及は今後の大きな課題となり、高齢者の労働参加、社会参加が加速するにつれ、補聴器購入助成への機運は急速に広がっていくと思われまます。町長としての受け止めはどうか、所見を伺います。

2. 補聴器への助成制度は、現行では、身体障害者の認定をうけた高度、重度の難聴者に限られていると聞きますが、現状の補助制度はどのようなになっているか、仕組みをお尋ねします。

3. 中度・軽度の人でも、会話や人のおつき合いの上でかなり不自由しているといいます。軽度難聴者で、聴力レベル25から39dBHL、これは「騒がしい環境での会話の聴き取りが難しい」レベル、中等度難聴者で聴力レベルが40から69dBHL、補聴器を装着しないと、会話の聴き取りが難しくなるレベルと規定されていますから、軽度、中度の人たちにも補聴器が必要です。購入費と調節費用への補助制度を実現する考えはないか質問します。

助成額、対象年令、所得制限ある・なしなどの補助の内容はそれぞれですが、全国的にはもう制度を設ける自治体は増えており、県内では北名古屋市が実施に踏み切っています。少なくとも、こうした補助制度は検討に値する施策と思いますがどうでしょうか、お答えください。

4. 加齢性難聴者に対して、現行制度を大幅に改善する必要があります。加齢性難聴者に対し、広く補聴器購入への補助が行われるよう国に働きかける考えはないか、お聞きします。

次に、2点目、「町営住宅入居資格の特例の拡大について」質問します。公営住宅は、いうまでもなく、公営住宅法第1条に規定されているように住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸しすることを目的としており、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与してきました。半面、入居収入基準が低く、最近の「住生活基本法」「住宅政策改革要綱」「住宅セーフティネット法」などによる法制度改悪によって、ごく限られた低所得者しか入居できないようになり、居住者の高齢化も進んできました。また、地域の過疎化・人口減少、少子高齢化のため、公営住宅の空き室が多数出てくるようになりました。本年度の決算成果報告書によれば、普通住宅の入居率91.5%、特別住宅83.5%、特定公共賃貸住宅76.9%、全体で84.2%であり、114戸中96が入居、18戸が空き室になっているという現状にあります。

設楽町総合計画では、「移住定住戦略を考慮した住宅整備の実施」が重点施策として掲げられ、若者や町外からの人が町営住宅に住むような努力がなされ、少なからず成果を上げるようになってきました。ひきつづき公営住宅が、若者や現役世代の移住・定住により一層大きな役割を果たすことが期待されます。

さて、町内における最近の朝夕の交通量をみると、町外、新城方面から設楽町

への通勤者が増えているように思えます。遠方から通勤する人たちのなかには、町内居住、なかんずく公営住宅に住みたいという潜在的ニーズは高いものがあると思われます。一方、町営住宅においては、申し上げたように、空き室が目立ち、そのため、団地内のコミュニティー、自治活動や共同活動の困難さを抱えるようになりましました。夜間の暗さなどによる安全・安心の住環境悪化にもつながっているとの指摘も聞きます。そこで、町外からの通勤者が増えている状況と、町営住宅の空き室が増えている現状とをドッキング・マッチングさせて、通勤者の町内居住を推進する方策はないものか、「民間」にまかせるというのも手ですが、行政としてそのような方策はどのように考えているか、以下、質問するものであります。

1. まず、町外からの設楽町への通勤者は増加傾向にあると思いますが、その状況を把握しているか、お尋ねをします。

2. 次に、町営住宅の空き室が目立ちますが、現時点での住宅の入居率、入居応募状況はどうか、説明を求めます。

3. ところで、特別住宅においては、入居資格の特例を定めて入居条件の緩和を図り、空き室解消を図ろうとしているやに聞きます。その詳細と法制度上の根拠にしている考え方はどのようなか、お尋ねをします。

4. 最後に提案ですが、入居基準に基づく入居資格者を優先にする。これ、当然ですが、その基準に基づく入居資格者を優先にしながらも、特別住宅に適用している入居緩和策を、普通住宅、特定公共賃貸住宅もふくめ町営住宅全体に拡大できないのか質問をするものありです。以上で、第1回目の質問とします。

町民課長 それでは、町民課のほうから「加齢性難聴者の補聴器購入補助について」、4点ほどお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

1点目の加齢性難聴者への補聴器の普及に関する所見についてであります。今や2人に1人が65歳以上の高齢者となっている設楽町では、元気な高齢者の方が少子高齢化社会を支える一員となるような地域づくりを進めることが必要と考えております。加齢性難聴でも、こういった地域づくりに参加していただき、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことできるよう、経済的な負担や使用に関する不安等を和らげて、補聴器が装着できるよう環境整備は必要と考えております。

2点目の補聴器への助成制度、現行の補助制度についてです。聴覚障害の補装具としての補助制度では、身体障害者手帳を所持している方が前提となっております。で、基準額というのがありまして、この基準額については、購入費の基本構造によって異なるわけですが、高度難聴用のポケット型で基準額は34,200円、それから高いものでは骨導式眼鏡型の120,000円まで。これらについては、部品の修理費等も可能となっております。その9割が補助されております。で、生活保護や、住民税非課税の方は全額補助されております。基準額を超えた場合は、残額が自己負担となります。

3点目、補聴器の購入費と調節費用への補助制度の実現についてお尋ねがありました。このように身体障害者手帳を所持している方には、国の補助制度がありますが、加齢性難聴への補助制度は今のところございません。で、議員の質問にもありましたが、全国で現行補助制度に該当しない方で、65歳または70歳以上の高齢者を対象に、単独で制度実施している自治体が、令和元年の8月30日現在で20団体余あります。愛知県では、御指摘のとおり北名古屋市が実施されております。町といたしましても、高齢世帯やひとり住まいの高齢者の方が日常会話はもちろんのこと、町の広報無線が聞こえなくて有事の際に支障をきたすようではいけませんので、補助創設に向けて前向きに検討してまいります。制度創設に向けては、満65歳以上で、設楽町在住の方、聴力レベルが中度・軽度で、医師が補聴器の必要性を認める者などを対象として考えております。参考までに、中度・軽度の聴覚障害は、聴力レベルでいいますと40dBから60dBということになりますが、こういった現行補助については、教育上支障をきたすということで、18歳以下が補助対象となっておりまして、住民税課税世帯については9割が補助、非課税世帯等については全額補助ということになっております。

最後4点目、現行制度を大幅に改善するよう、国に働きかける考えはないかというお尋ねがありました。現行補助制度の大幅な改善等につきましては、直接国に働きかけるのではなくて、愛知県の担当部局との関係会議等の場において、積極的に意見交換や要望するなどして、地方の意見を国に届けられるよう努めていきたいと考えております。以上です。

建設課長 私からは、町営住宅入居資格の特例の拡大についてお答えをいたします。

「町外から設楽町への通勤者の増加状況は把握しているか。」につきましては、具体的な数字は把握しておりませんが、議員の言われるように、朝晩の通行量が最近増えているように私も感じております。また、ダム関連工事には、町内外より300人ほどの方が従事していると聞いておりますので、町内への通勤者は増えているのかなと思っております。

続きまして、「町営住宅の入居率」につきましては、12月1日現在で、普通住宅55戸中44戸入居、入居率80%、特定公共賃貸住宅26戸中19戸入居、入居率73.1%、特別住宅36戸中28戸入居、入居率77.8%、全体では117戸中91戸入居、入居率77.8%となっております。

応募の状況につきましては、本年度に入り入居した方は、新しく建築いたしました杉平南住宅を含めて8戸の方が入居しております。また、現在、入居の御相談は4件ほどあり、今入居に向けて準備をしております。ちなみに、4月1日以降で住宅を退去された方は、10戸ございました。

続きまして、「特別住宅の入居資格の緩和の詳細」につきましては、本年10月より谷下住宅の空き部屋7戸の内3戸につきまして所得制限をなくしました。これにより、単身の高額所得者の方も入居できるようになっております。

「法制度上の根拠」につきましては、設楽町町営住宅条例第40条で入居者資

格の特例が定められておりまして、そこには、町長が必要と認めるときには、収入等にかかわらず特別住宅に入居させることができることとなっております。この条文を根拠にして今回、緩和をいたしました。現在、この特例を適用しまして募集をしています3戸につきましては、1件入居の相談を受けておりますが、今後、要望が増えていけば枠の拡大も考えていきたいと思っております。

続きまして、「緩和策を町営住宅全体に拡大できないか。」につきましては、公営住宅法に基づき、低額所得者に対して低廉な家賃の住宅を供給することにより社会福祉の増進に寄与することを目的に国の補助を受けて整備した普通住宅、同じ目的ではありますが町単独費で整備しました特別住宅。特定優良賃貸住宅の供給に関する法律に基づきまして、中間所得者等に対して住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより、優良賃貸住宅の供給拡大を図り、国民生活の安定と福利の増進に寄与することを目的に国の補助を受けて整備しました特定公共賃貸住宅では、それぞれ取得した経緯、目的が違いますので、全体の統一した拡大は難しいと考えております。

田中議員も御承知のとおり、普通住宅及び特別住宅は「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な住宅の供給」が大前提となっておりますので、安易な条件緩和は、真に住宅に困窮している低額所得者への住宅供給に支障をきたす恐れがあることから慎重に対応してまいりたいと考えています。しかし、設楽町町営住宅条例第5条第1項第1号では普通住宅への単身入居について、第40条では、先程も説明させていただいたように特別住宅の入居者資格の特例が認められていますので、入居希望者には柔軟に対応してまいりたいと思っております。以上であります。

10 田中 まず加齢性難聴者の補聴器購入補助について、再度お尋ねをします。前向きに検討していただけるという、大変頼もしい答弁をいただきましたが、これは課長が町民課長在職中、あるいは町長が在職中の1年以内くらいに、これかなり問題になってくるというのか、その機運が広がっていくと思うんですね。高まっていく。で、今は先ほど町民課長も言われるように、20数市町村だということですが、これが飛躍的に増えていくだろうという予測がされます。そこで、そのときになって町長はどのように対応されるかっていうのが、私、大変関心があるわけですが、今、課長が答えたとおりの考え方でよろしいでしょうか。

町長 この加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度ですね、言われておりますように、高齢者の方が、加齢性難聴が原因で日常生活ですとか、また地域社会でのコミュニケーションに支障をきたしておるといふ事実もあるということも認識をしておるところでございまして、それが原因でまた元気がなくなっていく、そういうことにもつながっておる。そしてそういったことをですね、今解消していくために、元気でいきいきと暮らしていける、そんな状況を作っていくためにも、この補聴器の購入費用の負担軽減化というのは必要であるし、またそういう認識も持っておるといふなかです、やはりこれからの手続きですとか、段階的に、そ

れも時間をかけないうちにですね、こうしたことを前向きに取り組んでいく、そしてより具体的な政策として運用ができるように、あまり時間をかけないなかでというなかでまた地域の人たちとの状況ですとか、具体的に現状はどうなっておるか、そういったニーズも確認をしながらですね、これを、運用を図っていききたいなというふうに思っております。以上です。

10 田中 たくさんの高齢者が期待されておると思っていますので、ぜひ実現のほどをよろしくお願い致します。

次に、町営住宅入居資格者の特例の拡大についてであります。予想された答弁を、建設課長さんからはいただいておりますが、そういうこと、そういう答弁になろうかなとは思っています。で、そこでね、質問しますが、設楽町町営住宅条例第8条の5号の条文を読み上げてください。町営住宅法8条の5号。

建設課長 設楽町町営住宅条例第8条第5号ですね。「住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者」とあります。

10 田中 ただいま読み上げていただいた8条の1号から6号は、これは応募者がオーバーした場合、入居予定というか、供給戸数以上にオーバーした場合の選考基準が述べられています。で、あらためてお尋ねするんですが、応募が不足した場合の規定はあるのでしょうか。

建設課長 たりない場合の時の特別な規定はございません。

10 田中 選考基準いらないですね。皆入れちゃうから。基準をオーバーすれば。で、全国的にもですねオーバーした場合の規定をしている市町村は全然なくて。オーバーじゃなくて、不足した場合だね。あるんです。オーバーした場合は想定しているんですが、不足した場合は想定していないと。そういうことになるんですね。しかももう1個ですね、公営住宅法では、単身者は基本的にだめなんですね。ところが、実態は違うわけです。先ほど、単身者の入居について建設課長から答弁がありましたが、これは入居者全体のなかで何%になっているのでしょうか。

建設課長 91戸入居してて、その内26戸が単身で入っております。

10 田中 かなりの比重を単身者の方が占めている。これは公営住宅法、本来から予測するところではないんですが、実態はそういうふうになってきているわけですね。で、つまり、この公営住宅法は制定された当時と今日の住宅の入居状況というのは大きく異なると思うんです。で、入居者の選考基準に、先ほど課長から読み上げていただいたように、住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者は入居対象者になるとあるわけです。で、今、入居者が不足して、空き室が増えているわけですから、このオーバーした場合の基準をですね、当てはめて、遠距離通勤者の入居特例というふうにして、入居を認めるといふふうにはならないのでしょうか。そういうことはできないのでしょうか。

建設課長 先ほどもお話をさせていただいたように、特別住宅は町単独費で整備した住宅ですので、町長の特例っていうか、町長の意思で動ける部分がたくさんありま

す。普通住宅については、公営住宅法で所得についてはうたわれていますけれども、単身についてはだめとは書いてないです。それで、町の条例の中で単身で入れるものと、家族持ちのものとの部屋をわけてあります。で、特公賃につきましては、先ほどちょっとお話したちょっと長い国の法律ですけども、あちらほうで収入の制限と同居する親族がいる人とはっきりうたわれてますので、やっぱりそういう法律に基づいてできるものとできないものがあるっていうのが、今の法律上の現実となっております。

- 10 田中 私、法律がもう時代遅れになってるということを言っておるわけですが、そういう制限というのがあるところは重々承知であります。現にですね、空き室、空き家になっているわけですよ。で、規定どおりの運営をしないと補助金返せというようなことも、事態もおこりうるということはわかるんですが、それはどういう意味か知りませんが、先ほど公営住宅法の第1条にあるように、低廉の家賃を低所得者に対して提供するのが目的だから、その基準を守ってもらう。それを取っ払ったら補助を返してもらいますよというのはわかるんですが、現に今うんと空いてきている。で、中山間地がどんどんどんどんこの人口減少だとか、高齢化が進んでますから、これからもどんどん増えていく。しかし一方で、それに合わせて住宅の戸数を減らしていくことが結構難しい状況になっているんです。そうすると、この空き室を放置しておく場合と、それに何とかいろいろ合わせて、その空き室に入ってもらおうということをやることとどちらがいいのかということになると、何とか空き室を埋めて町の住宅家賃収入を増やすとか、あるいはですね補助金返せというけれども、その使った税金を本当に有効に活用するのは、その空き室を埋めていくことになるんじゃないかというふうに、私は思いまして、申し上げたように、今ですね、公営住宅の空き室を抱えてどこの町村もたぶん困っているんじゃないかというふうに思うんです。それで、杓子定規のことを言うなど、国に対して、もっと自治体の現状を伝えてですね、制度改善してほしいと。こうやって国交省やですね、あるいはいろんな機会捉えて、町村会、そういうところともたぶん賛同していただけるような内容ではないかと思うんですが、そういうですね、運動、働きかけというのをやったらどうかと思うんです。で、これ、きのうの東愛知新聞、ごらんとおりですが、これダム工事の関係であまり触れたくはないんですけども、そういう人たちをですね、受入れ条件をいろいろ整備しているんだと、こういう努力を一方であるんです。公営住宅もですね、またダムとは関係なくですね、通勤者の福祉のためにもですね、何とか入ってもらおうようなことを考えて欲しいし、あるいはそれが法律上、あるいは国との関係、県との関係で難しいというならば、そういうところへぜひ意見をあげていただきたいというふうに思いますが、これもまた町長の見解をお聞きします。

町長 田中議員が言われるようにですね、私も全ての町営住宅の入居資格を緩和してこうして多くの皆さんに入っていただくというのが望ましいなというふうに常々思っております。で、今回、先ほど課長が申し上げたようにですね、特別住

宅への入居条件を緩和するですとか、今の段階で町長としてできうる最大のことを間口を広げて、そういったことを適応していこうということで、なんとか空き家を埋めていきたい。そんな状況も作っておるということも御認識していただければというふうに思います。そういうなかで、今御指摘をしていただいたようにですね、今後そういったことが、入居条件ということが障害になっておって空き部屋にも入れたくても入れることができない、そういう矛盾を一方では感じておりますので、私もですね、こうした条件を緩和策、そういったことがなんとかできていけるように、国また県にも働きかけながら、それなりの団体、例えば言われるように全国山村振興連盟ですとか、そういったところも私も役をやらせてもらっておりますので、提案をするなりいろいろそういった実状をよく訴えながらですね、こういった制度改革というか、運用が図られるように働きかけをしてまいりたいというふうにも思っております。以上です。

10 田中 町長、前向きの答弁をいただきました。ぜひこれは実現していただきたい。実現というか、方法を開いていただきたいというふうに思ってます、今回に限らずですね、また御努力をいただいて、その後、どんな努力をしていただいたかなということ一般質問させていただきますので、よろしく願いして、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番原田直幸君の質問を許します。

2 原田 少し遅くなりましたけど、あらためましておはようございます。2番原田直幸です。通告に従い一般質問をさせていただきますけども、一般質問は2回目ということで、まだまだ緊張しています。ろれつが回らないこともあるかと思いますが、よろしく願いします。

私の質問は、「つぐ診療所の運営について」であります。つぐ診療所は、町村合併前の旧津具村時代に開設され、地域住民の生命や安心・安全、ロコモ教室の発展等、住民生活の中心となる役割として多に寄与してきました。平成25年度からは前任の医師が退職され、東栄病院からなどの医師の派遣で運営がなされてきましたが、全国的な医師不足の中、町当局が診療所の医師確保に尽力、奔走され、柏野先生という立派な先生の下、平成29年度から5日間の診療ができていくことは、地域住民に安心・安全を与えるものであり、町当局の努力に敬意を払うものであります。

しかしながら、つぐ診療所の開設から15年余が経過した現在、設楽町の人口

は合併時の平成17年10月の国勢調査6,306人から平成31年4月、住民基本台帳4,785人と約1,500人減少し、つぐ診療所の延べ受診者数も平成21年度の6,542人から平成30年度の4,923人と約1,500人、人口同様に減少をしています。診療報酬も受診者数と同様に、平成21年度の51,500千円から45,400千円と6,000千円減少しています。逆に、薬剤費は平成21年度の18,700千円から平成30年度の21,200千円と3,500千円増加していますが、薬剤費の増が診療報酬の増に繋がっていない現状となっています。一方、人件費は平成21年度の31,900千円から平成30年度の53,600千円と21,700千円増加し、平成30年度は診療報酬で人件費を賄えず8,200千円の赤字で、薬剤費を合わせると29,400千円もの赤字となっています。こうしたことから一般会計からの繰り入れも平成21年度の14,800千円から平成30年度の40,100千円と25,000千円増えている状況となっています。

住民の生命、財産を守ることは、町行政の一番大事な仕事であることは理解してはいますが、人件費だけで30,000千円弱の一般会計からの繰り入れを続けていくことは、設楽町の一番の財源である地方交付税の減額が予想される中、他の事業にも影響が出てくるのではないかと危惧をしています。他方、田口にある2つの診療所は町からの補助金等ではなく運営されている状況であり、なぜつぐ診療所の運営にそれほどまでの税金を投入しなければならないかという疑問も湧いてくる状況ではないかというふうに思います。そこで、つぐ診療所開設から15年余が過ぎ、赤字額も大幅になってきた今、つぐ診療所の運営について見直す時期に来ているのではないかというふうに、私自身は考えます。

医師との相談も当然必要だと思いますが、考え方として、公的な診療所の運営にはお金がかかるのは仕方がないので、赤字が増えても現在のままの診療体制を継続していくというのもひとつですし、赤字を少しでも解消するため、患者さんや医師に迷惑をかけることになりそうですが、職員数を減らしていく。ほとんどの民間診療所では、診察を午後6時や7時までとか、土曜日も行っているの、それに合わせ、時間を延長して患者さんに対し便宜を図り、診療報酬を増やしていくとか、診療は午前中だけにして、午後は保健予防活動を重点的に行い、町民が健康で長生きしていただくことで、税金を医療費に使わないようにするとか、それ以外にも、いろんな考え方があると思いますが、町としては、どのような考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、今後の方向性を出すうえでいろいろな分析も必要だと思いますが、どのような状況なのかも確認をさせていただきたいと思います。1つ目として、受診者は地元である津具地区の住民の方々がほとんどだと予想されますが、その割合は何%で他の地域から何%の方がおみえですか。2つ目として、受診者の年齢構成と時間帯の把握は行っていますか。3つ目として、平成30年度に薬剤を21,200千円購入していますが、廃棄している薬剤はどの位ありますか。4つ目として、薬剤は購入単価と販売価格、調剤点数とでは差があると思いますが、薬剤による

利益はどの程度出ていますか。5つ目として、電子カルテを導入することにより、他の医療機関と連携ができると説明を受けましたけども、現在どのような状況になっていますか。6つ目として、田口にある伊藤内科さんは医師のほか、受付も兼ねるレントゲン技師1名と看護師3名、月新堂医院は医師のほか事務員3名で運営をされていて、赤字にはなっていないと認識をしています。つく診療所は、医師のほか看護師2名、事務員2名で運営されていますが、2つの診療所とつく診療所との相違について考えていますか。

最後に、こうした状況を踏まえ、町当局としてつく診療所の運営を今後どのようにしていくつもりなのかをお聞きして、1回目の質問とさせていただきたいと思います。

津具総合支所長 それでは、原田議員の質問に対しまして、管理課からのほうから回答をさせていただきたいと思います。まず、1番目の「受診者の割合について」ですけども、平成30年度の実績ですけども、津具地区が96%、他の地域が4%という状況になっております。

次に、2つ目の「受診者の年齢構成と時間帯の把握」についてですけども、これについて細かいデータを取っているわけではありませんので、細かい年齢構成は出ておりませんが、概ね75歳以上の後期高齢の方が70%、60から75歳の方が14%、60歳未満の方が16%ぐらいで、時間帯につきましては定期患者さんの場合は予約の状況から午前中、9時から12時の方が約8割、午後14時から17時の方が約2割ぐらいだと思われまます。

次に、3つ目の「薬剤の廃棄について」ですけども、廃棄している薬剤はありません。期限切れ前に返品交換をしております。また、使用する患者さんがいなくなると使用しなくなった薬剤については返品をし、その分の代金を返金をしてもらっています。

4つ目の「薬剤の購入単価と販売価格の差の利益」ですけども、対薬価率は購入している主な薬剤の平均で90.4%ですので、概ね10%弱が利益ということになる計算になりますが、単価の安い後発品、ジェネリックの使用に努めていること、また、患者さんに対して必要以上の薬は出さないようにしていますので、調剤で利益を得ることはあまり考えられない状況であるとともに、診療所レベルでは大きく期待もできないところだと思っております。

次に、5つ目の「電子カルテ導入による他医療機関との連携はどのような状況か。」ということで、平成30年度から連携が始まりまして、これまで東栄病院とは30件、本年度より新城市民病院とも連携を始めまして現在5件の状況で、相互の患者さんの対応がスムーズに行えるようになり、また急な案件に対しても連携システムの活用で迅速な対応ができるようになってきております。

次に、6つ目の「田口にある2つの開業医との差」でございますけども、民間の開業医の運営関係の資料は持ち合わせていませんので、一概に比較することはできませんが、両開業医とも一般の患者さんだけでなく、キラリンと一ふ、愛厚

ホーム、やすらぎの里等の施設医もされていますので、受診者数に差があるのと、施設や医療設備の保有状況にも差があると思われるので、そのへんの維持管理費で大きな差が出ているのではないかと思います。また、診療報酬につきましても公営の診療所としましては、8割を超す高齢の年金暮らしの患者さんを相手にしているため、利潤追求の方式ではないことも民間の開業医とは違うところだと思います。

総務課長 人員配置の質問がございましたので、その点について総務課からお答えさせていただきます。議員御質問のとおり、平成29年から週5日の診療を、医師1名、看護師2名、事務員2名で運営しております。この体制になって2年が経過しております。現在のスタッフは、事務にも地域にも精通しております。診療所とも相談をしているわけですが、「もう少しだけ、軌道に乗るまでこの体制で進めていきたい。」という要望を受けております。今後につきましては、職員配置についても診療所と十分相談しながら、先ほど議員から嘱託員化というような話もございましたが、人件費が少しでも抑えられるような方向で検討してまいりたいと思っております。以上です。

津具総合支所長 最後に、7つ目の「つぐ診療所の運営の今後について」ですが、平成25年3月に前任医師が退職されてから、当時、津具地区住民の約95%の方の常勤医師の確保の要望を受けまして、町としまして常勤医師の確保に努めながら、平成29年度より現在の柏野先生にお越しいただき、週5日で現体制のもと、診療所の運営をしてきているところであります。しかしながら、原田議員が申しますとおり、一般会計からの繰入れは平成29年度で41,000千円、平成30年度では40,100千円と、ここ2年は40,000万円台まで増加してきているのも事実でございます。また、受診者の状況につきましては先ほど申し上げましたとおり、ほぼ津具地区住民の方で、平成22年度の7,060人をピークに、ここ数年は5,000人前後で推移してきているという状況の中、この先、受診者数を増加させていくことはなかなか難しいところであり、診療報酬の増加ということもあまり見込めない状況でもあり、経営状況の改善はすぐにできるというものではないと感じております。

しかし、診療所は地域住民が安心して生き、暮らしていけるかけがえのない命を守る医療機関としてなくてはならない存在であり、現在の運営体制を維持していくことは地域住民の悲願でもあります。また、町の総合戦略の重要施策である移住定住の推進にとりましても、移住者を迎え入れる条件として医療の充実は必要不可欠なものでありますので、今後につきましても現行体制を維持させていただきながら、一般会計からの繰入れは極力増加しないように経費節減に努め、経費の中で大きなウエートを占める人件費の部分につきましては、診療所と相談しながら、人件費が抑えられる方向を検討しながら運営してまいりたいと思っております。以上です。

2原田 今、答弁をいただきました。実は、私、この質問をする前に少し悩みました。

1つはですね、やっぱり人の命はお金で買えないということで、こうした事案を質問することは、タブーだという批判が出るというふうに思ったからです。もう1つは、せっかく医師の確保ができて、5日間の診療ができていた状況で、診療所に関する質問をすることで、質問する議員は診療所のことは何もわかっていない等、医師の反発等招きかねなくなり、言葉は悪いですけども、へそを曲げられたらどうしようという懸念があったからであります。

ただ、診療所への受診は、水道事業などの町営施設からの受益を受けられるものだけじゃなくて、誰でも診療所へ行ける自由があります。町内でも清嶺地区の多くの方は、旧鳳来町の診療所に受診していますし、田口地区の人でも田口の診療所にかかっていない人もいます。そうしたことから、いくら町営の診療所といえども、町民からの税金を多く使ってよいのか、少しは改善の余地はないのかという点と、つぐ診療所が今4,000千円もの赤字が出ているよと、こんな状況なんだよということを、町民の皆さんに少しでも理解をしていただければということで、質問をさせていただきました。

答弁の中から気になった点を、ちょっと2、3点ほど質問をさせていただきたいというふうに思います。まず1点は、薬剤についてです。返品を受けとるとして、お金を、廃棄しておるものはないというお話をさせていただきました。で、そうした場合には、返品だと先にお金のほうを払っておるので、診療所会計のほうに雑入みたいな形で入るのではないかなというふうなことを思うんですけども、それはたぶんなかったような気がするんですけども、その処理はどうされているのかというの、ちょっと1点気になりました。

それから、後ですね、田口にある2つの診療所は確かに愛厚ホームだとか、宝泉寮だとか、施設を抱えているのはよく理解しています。で、津具の診療所はそういう点がないのもよく理解して、赤字が、受診者数が少ないのも確かだなというふうには、私自身も思っておるんですけども、町内にかなりそういう民間の施設があるんですけども、そのへんのことについては、例えば津具の診療所の先生が町内の診療所を見に行くとか、そのへんはやっぱり仲間内で話ができておって、どうしてもそのへんで診療報酬を増やす可能性ができないのかなというの、ちょっと疑問に思いましたので、そのへんはどうなのかっていうのをお聞きしたいというふうに思います。

で、最後にですね、もう1点、今の現行体制を維持していくと。なるべく人件費は減らすような努力をするけども、現在のままの診療所維持していくということの回答だったふうに思います。で、わたしは、特にそれをどうのこうの言うつもりはないんですけども、それはそれとして、町がそういう形で努力をして診療所を運営をしていくということならば、特に何も言うことではないと思いますけども、町長が最後にですね、もう一度そのへんのことを皆さんの前でしっかり決意を述べていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

津具総合支所長 まず1つ目の薬剤の返品のお金についてですけども、お金は現金で返してもらっているというわけではなくて、その次に購入するときその分を差引きしていただいております。

施設等の話なんですけども、過去にですね、キラリンと一ぷをつぐ診療所でどうかというお話が月新堂の先生からあったみたいなんですけども、結局、やっぱり自分でやるということで、つぐ診療所がやるということはなかったみたいで、今のところそういう話のほうはまだしてないみたいです。以上です

町長 それでは、原田議員からですね、つぐ診療所の件について、いろいろ過去の経緯も知られるなかで、あえて質問していただいたということで、私の、今後のこの診療所のあり方について、御答弁させていただきます。

御承知のようにですね、今まで15年こうして診療所を運営をさせていただいてきておるなかで、いろいろな状況があったり、安定した診療が受けられるそんな体制維持のために努力もしてきたところでもございます。そうしたなかであって、今現在、柏野先生にお越しいただいて、週5日の体制で診療していただいているというところであります。で、今後もですね、この診療所を将来にわたって運営していくことについては、これは町の責務であるし、やはりこれは継続していくために努力をしていくことは当然のことだというふうに思っているなかであります。しかしながら、一般会計からの繰入金ですね高額となっている。この御指摘のとおりでありまして、こうした事実を私も承知をしておるなかで、これをですね、将来的に、こうした赤字を抱えながらどういう体制でこれからの診療所を運営していくのか、そのために考えられる、できうる方策というものを当然のことながら考えていかなくてはいかんというふうに思います。そして、こうしたものへの経費節減に努めていくということでもありますけども、今の状況を維持しながら、もう少しですね、軌道に乗っていく、現在のスタッフも合わせて、これをこういう現状を維持しながら考慮をしていこうという思いがあるなかでですね、同時に、今申し上げているように、将来を見据えて、そして診療所にあった効率のいい体制作り、こういったことも考えた人員配置についてもこれから検討する必要があるというふうにも思います。そしてそういうなかで、この一番大きな原因となっている要素のなかに人件費というのがありますので、この職員の配置も考慮しながら、この人件費をどういうふうに軽減ができるか、それと赤字を抑えられる方向も考慮に入れて、これからこの診療所の運営について、また先生方と相談をしながらですね、今後も検討していきたいというふうに思っております。私からは以上です。

2原田 過疎化で人口が少なくなっていて、受診をされる方もかなり減ってくることは必ずそういうふうな形になると思います。そうした点において、なるべく赤字が出ないように一生懸命努力をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 次に、4番今泉吉人君の質問を許します。

4今泉 4番今泉です。議長のお許しをいただきましたので、私から公共施設等のトイレの関係についての御質問をしたいと思います。一昔前に比べ、下水道や浄化槽の普及により、公共施設のトイレは、使い勝手が良くなり、また、管理する方やボランティアの方々の手によって清掃等がなされ、かなり綺麗になりましたが、依然として、一部の心無い利用者によって汚されるケースが後を絶ちません。壁の落書きや、赤ちゃんのおむつや空き缶などゴミの放置、トイレットペーパーの持ち去りなど、悪質なケースも目立ちます。

そこで、私は衛生上の観点から、設楽町の公衆トイレや公共施設等のトイレ、また、現在建設中の道の駅清嶺（仮称）のトイレについて、質問させていただきます。私も設楽町の公共施設等のトイレを使用していますが、よく床面が汚れているのを見かけます。テレビなどの報道では、洋式トイレで男性が用を足したときに生じる飛沫、しぶきですね、肉眼で確認できないものも含め、約2000滴とも言われています。これは大げさな計算で、例えが悪いかもしれませんが、仮に、この一滴を0.01mlと換算した場合、2000滴で20mlとなり、10人用を足した場合200ml、小さな紙パックのジュースや牛乳ビン1本分にもなります。公共施設等では、不特定多数の方が利用されるわけですから、1日でみれば、一概に大げさな数字ではないかもしれませんが、こうした飛沫は床面の埃と混ざり雑菌が繁殖し、悪臭の原因にもなります。よく床面にマットを敷いてあるところを見かけますが、かえって雑菌の繁殖を助けることになり、置かないほうがよいという意見もあります。雑菌は、靴底を通して、家庭やその他施設に出入りすることで、衛生面からも好ましくない状況とも言えます。公共施設等のトイレの利用者は不特定多数で、特に「道の駅」ではトイレが24時間利用可能なうえ、小さなお子さんお年寄りまで幅広い年齢層が利用することが想定されます。中には障害をお持ちの方もおみえになるでしょう。海外からの観光客もおみえになるでしょう。洋式トイレの便座を誤った使い方をして、破損してしまったという話もお聞きします。男性用トイレでは、「トイレをきれいに使いましょう」とか「もう一歩前に」という貼り紙を見かけます。これは床面を汚さないように配慮されたものですが、あまり守られていないのが実状です。

質問に添付いたしました写真は、あるドライブインの男性用トイレのものですが、これを見ますと便器の床面に約2cm程度の段差を設けてあります。この段差の上に登らないと用が足せない設計で、これにより、用を足す際は便器により近くなり、床面を汚す確率はぐっと低くなります。現代のバリアフリーの観点から段差を設けるといって、時代に逆行しているという考えもあろうと思いますが、私は衛生面を考えた場合、これもいいアイデアではないかと思いました。関係者にお聞きしたところ、段差を設けたことでお客さんも注意をするようになり、掃除

される方も掃除が楽になり喜んでいただくとのことでした。トイレを綺麗に使用することは、利用者のモラルによるところが9割以上であることは重々承知していますが、こうしたアイデアを盛り込むことでトイレを利用する方への注意喚起にもなるのではないかと思います。

現在、建設中の「道の駅清嶺（仮称）」には、ぜひ近隣にないような「これが設楽町の目玉の一つである」というようなトイレを造っていただきたいと思えます。それで、これらを参考にして、次の質問をします。設楽町の公共施設等の男子用トイレは、床面が色分けしてある所もあるが、ほとんど何の手立てもしてありません。衛生面等から見てもトイレを使用するにあたり、トイレの床面を改修し、清潔で綺麗なトイレにするつもりがないか、町としての姿勢をお聞きしたい。

現在、建設中の「道の駅清嶺（仮称）」は、南の玄関口と言われています。トイレは、一般の方をはじめ、障害者をお持ちの方、海外からの観光客など不特定多数の方が利用すると思えます。このようなことを参考にして、どのようなトイレを造るのか町の考えをお聞きしたいと思えます。以上で1回目を終わります。

産業課長 ただいま質問がありました今泉議員の質問に際しまして、2点の質問にお答えさせていただきます。まず「トイレを改修と清潔なトイレにするための町としての姿勢」ということでお答えさせていただきます。

産業課といたしまして、観光の誘客に重要である施設はトイレだと認識しております。また、施設自体、皆様が使いやすく、きれいであること、現在のニーズに合わせて変えていかなければならないと思っております。既存の施設トイレの改修に関しましては、使いやすく、きれいなトイレにするため財政課や各担当課とも相談をしまして、必要に応じまして、改修、清掃に努めさせていただきたいと思っております。

2番目の質問の「新道の駅のトイレについて」でございますが、道の駅清嶺（仮称）の設計会社は新東名高速道路の静岡県内のサービスエリアのすべての設計実績がありまして、知識が豊富であることから、道の駅清嶺のトイレのスペースも大きめに設定をしてあります。ファミリートイレを設置するなど、トイレは道の駅清嶺の中でも特に力を入れております。また、最近の若い世代、特に子育て中の御夫婦の話を見ると、トイレの機能などをSNS等ホームページの検索等を確認してから立ち寄る場所を決めているということも聞いております。さらに、先月11月10日の日曜日にきららの森でも、100台以上の来場者がありました。なかには中国からのインバウンドのお客様もおりまして、段戸湖の汲み取り式のトイレから出てきた時の渋そうな顔が印象的でした。日本のトイレはシャワートイレに代表されるよう、清潔さ、便利さが代名詞であり、インバウンドのお客が多く訪れる観光地、都市部においてもトイレの清潔さ、使いやすさに対するニーズは高いものがあり、清潔で高機能のトイレを整備した方がより多くの集客ができるとも言われております。当町でも来年度開催のWRC、さらに道の駅清嶺を起点としたダム観光などで町外、国外のお客様を積極的に迎え入れる以上、

トイレは街の顔だと思って、清潔さを保つ必要がございます。

現在、道の駅清嶺のトイレの設計では、子育て世代と障害者の家族の意見も聴きながら、可能な限り、多様なニーズに合ったトイレづくりをめざしております。また、道の駅清嶺開業後におきましても、トイレ先進地と言われるような管理の方法を参考にいたしまして、例えば1日の清掃、見回りの回数などを増やすなどして、きれいで、入りやすいトイレをまずはめざしたいと考えております。

さて、今泉議員の「男子トイレの立ち位置を一段上げては。」という御提案ですが、県内の建築物の整備基準を記した「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」には、「不特定多数が利用するトイレは段を設けてはいけない。」と規定されております。設楽町の役場のトイレは色分けをして視覚に訴えているものでございます。

議員のご提案につきましては、トイレを清潔に保ち、気持ちよく使っていただくための参考にはさせていただきますが、具体的な対策につきましては他の事例を踏まえながら研究検討を進めて採用をしていきたいと思っております。以上です。

4 今泉 ただいま答弁のほうで、愛知県の条例のほうにかかって、そういう段差のトイレを設けてはいけないということをお聞きしたんですが、これはね、私は、あるドライブインのほうに行ったときにそうだという、ほんとにきれいだったんです。下を見ても汚れていないし、何でかって言うと、男性がある程度遠くからやりますよね。そうした場合に、あまり遠くだとしぶきがはじいて外へこぼれるとかいって、トイレの中のだいたい10 cmから15 cmくらいのところで用を足すとそのしぶきが飛ばないということになるんです。そのようなことがあるもので、もしこういう段差が設けることができないようでしたら、その下に色分けしとるんですけど、色分けしとっても遠いところからやる人が多いんです。その下に、鉄製の棒状というか網状のあれを作って、で、水ですっと流せるような状態にすれば、おそらく後から来たお客さんでも汚れとるとこに靴底で踏まないとか、そういうようなことで嫌がることもないと思います。このようなことにもし町として考えてもらえば、きれいなトイレになると思いますが、いかがですか。

産業課長 今、再質問された件なんですが、たぶん私の思うところ、刈谷のハイウェイオアシスを念頭においておられるのかなと思いますが、水を流してというところになると、コスト面とかいろいろ考えてですね、ありますし、グレーチングですと髪の毛等が引っかかるという清掃の面もございますので、それらも含めて調査検討させていただいて、採用させていただきたいと思っております。

4 今泉 わかりました。このトイレの問題に関しましては、質問が3回以上もできないということをおっしゃるので、今まで男子用トイレのことばかり聞いていたんですが、女性用のトイレですね、全部洋式でやっとなるんですが、聞くところによると、便座の上にハイヒールのまま上ってやられるお客さんがおるみたいなんです。そうすると、便座に穴が開いたりしてというようなことおっしゃいますが、こん

なようなことを防止するためには、やはりトイレの中に消毒されたような紙って
いうかね、よう赤ちゃんのおむつやるときにやりますわね、消毒のやつで拭きま
すわ。ああいうものを設置しておけば、きっとそのようなことが発生がないと思
いますが、そのことについて、町としては、公共施設とかそういうところにそうい
うものを置くようなことは考えがないですか。

産業課長 今現在、サービスエリア等にはたぶん除菌用の液が出るようなもので、テ
ィッシュでつけて拭いてくださいというところになっていると思いますので、それ
も踏まえて採用させていただいて、今度の道の駅に関しましては、そういうもの
を全部導入していこうと思っております。

なおかつ、今度の道の駅に関しましては、ファミリートイレ、障害トイレ、パ
ウダールーム等も設置して、今の基準に、どちらにいても恥ずかしくないよう
なトイレにさせていただきたいと思っておりますし、障害者の方が入られるトイレに
つきましては、大人用のベットも初めて設楽町の中で入れることにさせていただ
いておりますので、先進的なところ、いいところは全部とって採用させていただ
きますので、御承知をお願いいたします。

4 今泉 これからそういうようなことをやっていただけるということで、楽しみにし
ております。

最後に町長さんをお願いしたいんですが、道の駅のトイレは、どのような構想
で作るのかお聞きしたいです。この道の駅は、設楽町の南の玄関口と町長が言わ
れましたが、お客さんに喜んでもらえるような画期的な衛生面もしっかりしてい
るトイレを希望します。それと同時に、設楽町の既存の公共施設のトイレ、公衆
トイレ等にもありますが、そのこともよくするような気構えがないか、その点に
ついてお聞きしたいと思っております。

町長 今泉議員からは、公共施設の中の、特にトイレのことについて具体的な御提案
をしていただきながら、大変意義のある御質問をしていただきまして、それにつ
いお答えをさせていただきたいと思っております。基本的にはですね、こうした不特定
多数の方が集まる施設、その中のトイレというのは、トイレに限らずですね、安
全で快適な空間を提供するということが必要である。これは基本的なことだとい
うふうに思っております。この中の質問の1つとして、このトイレについてであ
りますけれども、安全ということもそうなんですが、そのなかで具体的に御提案
していただいたように段をつける方法ですとか、そういったことも中にはあるん
だろうというふうには思いますけれども、県のほうの規定の中にもありますよう
に、つまずきですとか転倒ですとか、そうしたことも広く考えるなかで、こうし
た形はあまりよくないだろうというような提案もあります。そういうなかです
ね、これからの設楽町の公共施設としても、安全な施設を整備していくというこ
とは基本ですが、そのなかで、清潔で使いやすいトイレということを基本に考え、
清掃を行き届かせる、こういったようなことも確立していく、運用上必要なこと
だというふうにも思います。で、近隣の道の駅等にもありますように、清掃点検

をきちっと行う。そして快適な空間を提供できるように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

4 今泉 わかりました。いろいろ、産業課長さん、町長さんからいろいろ聞きました。これから新しく道の駅清嶺（仮称）ができあがると思います。ほんとにすばらしいトイレを作ってもらって、お客さんが来て、設楽町に来たらこんなすばらしいトイレがあるというようなトイレを作っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後12時56分

議長 それでは、休憩前に引き続き、若干時間が早いようですが会議を開会します。

次に、6番金田文子君の質問を許します。

6 金田 6番金田文子です。議長のお許しをいただきましたので通告に従い、「行政情報の住民向け広報・広聴の方針と現状を改善する姿勢、施策について」質します。地方自治では住民の一人ひとりの幸福を追求します。二元代表制のもと首長と議員が住民から選ばれ付託されて活動しています。そこには、自ずと住民からの意見聴取と住民への説明責任が伴っています。首長は審議会等諮問機関などで意見聴取をしており、議員は現場での調査などを行っています。また、広報したら・行政無線、行政懇談会、議会だよりなどで通知や報告をして説明責任を果たそうとしてきました。今日は、自治体の保有する行政情報の適切な提供と住民の意見要望を反映した政策形成が求められ、住民を起点とした政策の策定、その過程に住民が直接関わる時代に至っており、行政と住民とのコミュニケーションの活性化と情報共有が強く求められています。自治体においてこの役割を担うのが広報広聴です。しかし、設楽町において、必ずしもよい循環が実現されているわけではありません。設楽町の広報広聴、住民意見の汲み取り方や説明責任は充分だろうか、振り返ってみる必要があると考えます。

まず、広報についてです。広報は、「まちづくりの総仕上げ」です。たとえどんなに素晴らしい「政策＝まちづくり計画」を組み立てても、それを住民に知らせる広報でつまずいたら何にもなりません。ごみ収集のお知らせでも、住民健診のチラシでも、生涯学習講座の呼びかけでも、行政が住民に伝えるには必ず広報という手段を使います。従来、行政は、政策形成にそのエネルギーのほとんどを費やし、広報の機能はあまり重視してこなかったと言われていました。しかし、地方行政の要点が「住民と行政とのよりよい関係を創ろう」という時代になると、その接点としての広報の意義・役割が、改めて重視されることとなりました。住民が、行政の考えていること・やろうとしていることを知るのは、広報によって

のみなのです。広報能力は、地方自治に関わる全ての者が持つべき意識と実行力であり、まさに「広報力が地域を変える」時代となったのです。住民の具体的疑問を基に、現在の公的な情報の広報力について議論したいと考えますので、以下の問いにお答え下さい。

1. 設楽町の成人式は、来年度以降もこれまでどおり 20 歳の時に行いますか。18 歳の時に変わることがありますか。

2. SNS を介して低年齢層が巻き込まれる犯罪が多発する時代になりました。設楽町では、SNS へのリテラシー教育はどんな内容で行われているのですか。家庭教育の資料はありますか。

3. 住民は、議会で討議される議案をいつどのように知ることができますか。

4. 設楽ダム工事現場の見学ツアーが、設楽町観光協会ブログ・ツイッターで告知されていますが、住民への見学案内はどのようにされていますか。

続いて、公聴についての質問です。行政当局においては、すでに広聴についての現状と課題の整理をしていることと希望的観測をしていますが、今その一つひとつに当たっている時間がありません。ここでは、町づくりを担う人材育成、生涯学習的な観点からと、ダイバーシティ、多様性の観点からお聴きします。質問項目の 5 番目です。

5. 現行の総合計画策定時に当時の中学生の意見聴取が行われましたが、継続的な事業として取り組まれていません。中学生の願いや意見をまちづくり計画に反映する行動は、市民性を育む機会でもあり、地域社会の一員として、どのように生活し、さまざまな課題にどう向き合い協力し合って、より暮らしやすく活力のある地域づくりに取り組めるか、社会参加の仕方を問い、育むものです。町の将来を担う人材が継続的に市民性を獲得する機会があることは、設楽町の存続にとって重要なことであるという認識はありますか。

6. 子ども会議、中学生議会でもいいですが、子供の会議も女性会議も過去に開かれた実績はありますが、継続できていません。事業評価において、継続できない要因はということか分析しましたか。それは何でしたか。

7 番目の項目。7. 子ども会議（仮称）を予算措置し事業化する考えはありますか、町長の姿勢を問うについては、しばらく議論を聴いていただいたのちに、町長さんの姿勢を表明していただきますようお願いいたします。以上で、1 回目の質問を終わります。

教育課長 では、御質問のうち、はじめに教育委員会から、1 「成人式」及び 2 「SNS 教育」について回答させていただきます。

はじめに「成人式について」です。民法改正に伴い、令和 4 年、2022 年 4 月 1 日をもって 18 歳で成人と見なされるようになることから、従来の成人式の考え方や運用への影響が取り沙汰されています。額面どおり 18 歳到達をもって成人式を行うとすれば、高校 3 年生相当の段階での式典参加ということになります。進学や就職直前の多忙な時期に行うのか、令和 4 年度に関しては 3 学年分を同時

に実施するのか、といった問題に直面することになります。こうしたことを背景に、すでに「令和4年以降も成人式は20歳を対象とする」と明言している自治体も一部は出てきてはいますが、他の多くがまだ検討を行っている段階であると思います。本町におきましても、こうした状況を踏まえつつ今後のあり方について検討しているところであります。想定される、先ほど申し上げたような課題、それから、これまでの慣例、あるいは住民への浸透度などを勘案しまして、現時点では、引き続き20歳をもって成人式、あるいは「20歳の集い」といったような形で継続する方向で考えております。

なお、令和2年の成人式は翌年1月12日（日）に執り行う予定で、対象の方の出欠確認、またコメントの提出をお願いして回収させていただいている段階でございます。アトラクション、講演会なんですけれども、この開催もあわせてですね、今月発行の広報紙や広報無線等で広く御案内させていただくこととさせていただきます。

2つめの「SNS教育に関して」でございます。情報ネットワーク環境の加速度的な充実によりまして、TwitterとかFacebookとかオンラインゲームとか、全世界と簡単につながる通信手段を、大人はもちろん子供も普通に扱うことができる時代となっております。ネット依存や、全く面識のない保護者さえも知らない誰かとのコミュニケーションなど、圧倒的な利便性や娯楽性の裏に潜む危険性を認識することなく、知らない間に子供が犯罪に巻き込まれてしまう、誘拐という形にもなってしまうというような事例も、最近、社会を賑わしているところであります。こうした危険性や正しい使い方など、子供に対する教育の基本は家庭にあるとの認識はありますけれども、学校教育の中でも着実に取り組むべき要件であることは言うまでもありません。各校の学校経営案の中にも「情報教育・情報モラル教育に関する指導計画」として明記されておりまして、また道徳教育の教科書などにも掲載されているということから、こうした指針、あるいは内容に基づいて指導をしているというところでございます。具体的な取組みとしましては、各校それぞれが子供向けスマホの使い方教室とか保護者対象の研修会、メディア安全教室など、通信会社の担当者を講師に招くなどして、最新の状況とか情報を踏まえた内容で開催しております。

保護者らの手元には、こうした研修会などの中で事業者から説明資料としてマニュアルが渡され、また学校側からは長期休暇の前に渡す休暇中の過ごし方の心得でもあります「長期休暇時の暮らし」といった御案内などがあり、それぞれ各家庭で保護者が確認されたり家族間で共有されたりと活用していただいております。また教育委員会からも、「スマホ・ネットのトラブル解決ブック」というものを昨年度業者より購入しまして夏休み前に配布するなど、注意喚起を行っております。

各校とは毎月の校長会など定期的に情報交換しており、そのなかでもこうした議題は出ておりますので、さまざまな取組みや児童生徒の状況把握など情報共有

しながら、引き続き適切な指導を行ってまいります。以上です。

総務課長 それでは総務課から、3番めの「議案の周知」の関係、お答えをいたします。現在、町では、議会前に積極的に議案の公表はしておりません。議案の配布後には、閲覧は可能です。また、議会当日は、傍聴席入り口に閲覧用の議案を提示しております。議会審議終了後は、議会事務局にとりまとめをしていただいておりますけれども、審議結果を盛り込んだ議会だよりの発行、一般質問のインターネット配信、議会議事録のホームページ掲載などを行っております。

早稲田大学マニフェスト研究所が出しております「議会改革度調査2018」というものが、たまたまありましたので、その数字を参考に申し上げます。会議前に議案名をネットで公表しているが48.9%、議案名を紙で公表しているが51.3%。それから、会議前に議案の本文をネットで公表しているところが17.0%、で、本文を紙で公表しているのが42.4%というような数字が出ておりました。これはあくまでアンケートでありますので、回答があったうちの率ということで御承知いただきたいと思っております。

設楽町で公表を進めるにあたりましては、議会ですね、特に議員発議の議案等もありますので、議会、とりわけ議会事務局と連携をとりながら進めることが重要になってきます。近隣市町村の状況も確認しながら、議会サイドとも相談して、公表の方法は検討していきたいと考えております。以上です。

企画ダム対策課長 私からは、金田文子議員の御質問のうち4番から5番にかけて御説明いたします。

まず「設楽ダム工事現場の見学ツアーについて」でございますけれども、これにつきましては、設楽町観光協会では設楽ダム工事事務所と連携しまして「設楽ダム工事現場見学体験」を設楽町観光協会体験プログラム、これに取り入れまして、また昨年度からは旅行会社とタイアップした設楽ダム見学ツアーにも取り組んでおります。しかしながら、始まったばかりの取り組みでありまして、リピーターの確保までにはいたっていないと聞いております。

設楽ダム事業につきましては、御案内のとおり令和8年度の完成に向けまして、今後、ダム本体工事の着手など本格的な事業展開が予定されております。ダム見学ツアーの参加者に対しまして、事業進捗にあわせた情報発信を続けることで新たな参加者やリピーターを獲得するため、今回、ダム事業進捗にあわせまして、設楽町観光協会が御案内をさせていただいたものでございます。また、観光協会が行っている体験プログラムでは、観光客が町内の飲食店を利用していただくため、今回のチラシの中におきましても「食事は設楽町内でお願ひします。」ということを強調して案内しているとのことでございます。したがって、町内での消費活動をしていただきまして、町の活性化につながればというような思いを観光協会は持っておりますので、ぜひこの点にも気づいていただきたいと思っております。

続きまして、「総合計画策定時に中学生会議とかしたけど、今はしていない。

こういった若者の意見を聞くことが重要であるという認識はあるか。」ということでございますけれども、御指摘のとおり、総合計画策定時に中学生会議が開かれて以降、継続的な実施をしております。現況は、計画策定の節目節目に、現状、意見等を聞いて計画に反映しているところでございます。若者が設楽町に住み続けたい、就職や進学等のために出て行ってしまいかもしれませんが、将来、「この町に帰ってきたい。」と求めていただくためにも、若者の意見を聞いて反映させていくことは大変重要なことだと考えております。

続きまして、「子ども会議、女性会議が継続できていないが、事業評価において、継続できない要因は何か。」についてでございますけれども、総合計画策定に限らず、各種計画策定におきまして、アンケートやワークショップ、パブリックコメントを実施するなど、その事業の目的や重要性、さらには緊急性などに応じて、さまざまな機会をとらえまして、住民皆様の御意見をお伺いできるよう努めております。町としましては、こうした機会が確保されていることが、まずは行政として大切であると認識しているところでございます。以上でございます。

6 金田 簡潔な御答弁、ありがとうございます。予想していたとおりの御答弁をいただきましたが、今回は、1個1個の事業とかのことについて追及するつもりはありません。広報が機能しているかという、住民にお知らせするとか、報告するとか、説明するっていう、そういう広報が機能しているかどうかのところについて、議論させていただきたいと思います。

成人式の問題にしても、リテラシー教育をしてらっしゃることは、よくわかりました。細かいとこまで、私のほうが調べてませんでしたので、さまざましてらっしゃることはわかりましたが、批判能力、リテラシーの力がある生徒や大人にならないといけないものですから、していただけてることはありがたいですが、成人式の問題についても、そうした教育行政やなんかのやってることについても、知らない町民があるっていうことは、これは否めない事実です。午前中の加藤議員のお話でも出てきましたが、知らない人があるっていうことは、やっぱりまだ広報は十分でなかったという町民側からの評価に、私は、なると思いますし、私もそういうふうの評価していますので、まず、再質問の1点目は、根本的なところ、審議会の委員さんとか何とかやら会議と、観光戦略会議とか、そういうところに選ばれた委員さんたちではなく、広く住民の意見を聞くっていうこと、広く住民にちゃんと伝わるっていうことについて、皆一人ひとりの住民を一番の主体者と考えているかっていう、そこんところにかかっていると思いますので、それは、当然「かかっている。」とお答えにならないと、行政としてはおかしいですが、そういうふうな広報のところについてまで、それぞれの担当の職員、細かい一つひとつの事業について、実施する内容がね、お金つけて会議やりますとか、何々のこと、何々を作ります。建てます。っていうんじゃなくて、広報の部分まで評価項目が事業計画のところにおいてできるような取組み方が、今なされているか、これから取り組もうとしているか、そういう点についてお聞きします。

1点目、広報の重要さについて、広報力をつけるようなやり方、広報までがその1つの事業のD o、P D C AだったらD oにあるんだというやり方で進められておられるのかっていうことを、まず1点お聞きします。

で、それに関連すると、3番の上程議案の公表についても、これから皆さん、もちろん議会事務局、議会側と検討して、ホームページに載せるだけなので、載せたり、紙で出すだけなので、議運がすんだり、議員に議案が配られた時点で、この議会前の公表っていうことはすぐできることだと思いますので、このへんについての住民の知る権利とか、住民が町の課題についてどういうことが行われているかとか知るためにも、議会よりも前、議案が配布された時点での公表みたいなことを考えておられるのか、お聞きします。それが2つめです。

3番目の観光事業、つまり産業観光について力を入れておられるのは大変賛成なことです。ダムもどうせ造るなら使わなくちゃ、うまく使わなくちゃもったいないことですので、そりゃあ大変賛成なことで、交流人口を作るということで、観光協会がダム事務所等々と連携、あるいはバス会社等と連携してやってくださることは、大変ありがたいことで、いいことだと思っておりますが、この場合は、交流人口を増やすことには寄与するとは思いますが、こちら側の住んでる私たち住民がそのことについてもよく知ってないと、関係人口を作るにいたりません。なので、観光協会はもちろん外の人に向けて発信して観光客を呼び寄せてくれるっていうことが仕事ですからそれでいいと思うんですが、町民への見学、特にダムはそのときしかその状況はないので、町民への見学の案内などもあってしかるべきかなと思います。それからダムができあがったときに、例えば住民が関係人口作った。親しくなった方々とコミュニケーションするときにダムのできて行くときの変遷とかいうものを知っていなかったら、関係人口、よいコミュニケーションは作れないと思うので、外の人だけじゃなく、住民にも必要じゃないですかっていうことをお聞きします。これが3つめです。

それから、中学生が町の活性化プランを、すばらしいのを考えていてくれるっていうことについては、午前中加藤議員の詳しい資料があったとおりです。今年もすばらしかったし、去年もすばらしかったです。2年間は、町の活性化プランについてプレゼンがなされました。文化祭で。その前は、人権についての取組み、障害者だとか身体障害、知的障害、それから精神的な障害のこと、あるいは男女の差別についてとか、いろいろなことについて、人権問題を取り組んでいて、これも実は外からたまたま見学にいらした方が「なんてすばらしい学校だ。」って褒められたぐらいで、私自身も「ああ、すばらしいな。」特に男女共同参画のことなんかは、私は仕事としてきましたので、すばらしい内容だなんて、発表を聞きました。というように、中学生の学びを、やっぱり町の活性化とか、町の問題に生かすためには、学校にお任せだと。学校は、例えば活性プランですと、地方自治のことについて社会科の公民で学ぶ単元は必ずあるんですが、毎年毎年町の活性化プランというわけにもいきません。あるときは違うことをやるかもしれま

せんので、そのときの先生の単元の構成によっては、いつも町の活性化プランを学校に出してくださいって言うわけにはいきません。ですので、むしろ主体的に、町の将来を担う人材を育てるためには、行政や議会もそうですが、そういう仕組み、中学生たちが考えてくれたことを町に還元する仕組みを積極的に作らなければ、いつまでたっても学校の外には出ないで、素晴らしい内容が学校の中で共有されて、たまたま聞きに行った人たちだけに共有されるで終わってしまうおそれがありますので、最終的には7番で町長さんに伺いたいと言いましたのは、今申し上げたようなことから、積極的に若者、子供たちを育てる可能性を無視しないで、町の将来の担い手たちを育てるという立場から財源も充て、そして授業として子ども会議なり、ちょっと中学生議会っていうと高校生が入れなくなっちゃうんですが、小さな町ですので大きなとこみたいに何校も中学があるわけじゃないですが、中学だけの負担にならん、将来的には高校生も入ってもらえばいいと思うんですが、とりあえず中学生がこのような学習を毎年毎年展開していることをありがたいと受け止めて、中学生のアイデアを政策に生かすという仕組みを作るということについては、積極的に考えていただけませんか。どうですかということ。そのためには、財源も必要ですので、財源については、これからももちろん考えていただければいいんですが、例えば決算成果報告書の53ページには「地元愛創造プロジェクト交付金」があります。で、行政区の交付金、地域づくりの交付金、地元愛創造プロジェクト交付金、活動拠点施設の維持補修にかかる経費などの交付金が組み込まれています。で、これで、平成29年、30年比較すると、17万円の減あと3万円だから20万円くらい減になってますので、29年に対して30年は。大人の人たちが使ったお金が少なかったということなので、ちょっと31年は数字が今進行中なんでわかりませんが、たいしたたくさんのお金は必要じゃないので、1つのプロジェクトに対して5万円とか、中学生がやるので5万円程度、最大でも10万円程度の財源をきちんともってあげるっていうようなお考えはいかがでしょう。どういうふうにお考えでしょうかっていうことです。女性会議等についても同時に進めればいいんですが、そんなには大変だと思いますので、まず、子供、中学生にとっかかりを求めるといいます。で、なぜ中学生かっていうと、もう6年も7年も実施していらっしゃる実績のある自治体はいくつかあります。そういうところに聞きますと、中学生すばらしい議場で発表をし部長さんや次長さんたちが真摯な答弁をされてとてもいいんだけど、提案しても政策として実施されることが少ないので、ちょっとマンネリ化してきたり、やる気が薄くなってきたりしているっていう、その反省に基づき、やっぱり中学生が実際にできること、具体的に行動するところまで寄り添って考えてもらい、行動のプランを出してもらって、それをするためのお金を保障しておくっていう、そういう取り組んでいる自治体が出てきましたので、設楽町は後発ではありますが、よその反省を、振り返りを生かさせてもらって、お金もつけて事業化してはいかがでしょうかっていう提案をさせていただきたいと思ひまして、この点につ

いては、町長さんに可能性についての考え方、子供たちの可能性を無視しない、これからの担い手育成、人材育成の観点からお考えと、私がお願いするような事業化については無理なのかどうか、ちょっと姿勢を表明していただきたいと思います。以上です。

企画ダム対策課長 今、金田議員から4点質問があったと思いますけども、まず1点目の町民の方で知らない方が多くいるというような御質問ございましたけども、私どもとしましては、さまざまな広報、審議会とは別にしまして、広報したらですとか、ホームページ、また回覧、それぞれの事業におきましては、また事業の説明会、こういったものを活用しまして、広く情報提供しております。で、目的としましては、やはり意見をいただくというか、知っていただく。そして、意見等もいただくというような広聴という、そういったものも意識して広報のほうしているつもりでおりますので、これからも広く、いろんなことを情報提供していく必要があるという認識でおります。

続いて、ダムの建設工事現場の見学につきましては、町民の方には最優先と申しますか、毎月設楽ダム工事事務所が出しておりますダムだよりで現場の状況、また設楽町からも今回、広報したらの特集ということでダムの建設状況のほうを出させていただきました。また、今年2月だったと思いますけども、いろんな節目節目におきまして、町民の方にも見学会のほうを開催させていただいております。確か2月だったと思いますけども、工事現場見学会ということで、町民の方、また地権者の方優先にということで開催しております、これにつきましても、当然これからもいろんな事業が進む中で進捗状況にあわせて、町民また地権者の方優先のそういった見学会というのはやっていくということで、これは国とも確認しておるところでございます。で、当然、先ほど申したように、それとあわせて将来のまた観光客が来てくれるようなこともありますので、工事現場のツアーといったものも観光協会が主体となって今やっているところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

総務課長 総務課のほうから、ホームページで会議前に公表という話がありましたので、そこについてお話させていただきます。やり方を考えていきたいと思います。ただ、ちょっと考えるにですね、議会が開会が初日になります。それ前に公表するのがいいかという問題もクリアする必要があります。ちなみに、豊橋市を見ましたら、議案の中身については初日にホームページにあげますよというような組み立てになっておりました。さきほどちょっとお話した早稲田大学のマニフェスト研究会のほうでは、会議前にネットで議案名を出しているのが半数程度、それから本文を出しているのがまだ17%というような数字があります。それから、本文を出すということを前提に考えますと、本日お配りしているこれを全てアップというようなことも考えられますので、そのへんも含めてですね、どういうスタイルがいいのか。どのタイミングがいいのかというのも、議会さんと一緒に検討していきたいと思います。以上です。

町長 それでは、私町長に御質問をいただきました「子ども会議を今後行うについての予算措置」、また「こうしたものを事業化する考えはどうか」ということでございます。基本的に、町民、また設楽町を思う方々からの御意見ですとか、提案をいただくということは大切なことだというふうに思っております。したがって年度当初にですね、町内各地区でですね、私と懇談会を開催をさせていただくというような時間をとらしてもらってもおるところでございまして、特に、設楽町の今後を担う若者の人からの意見ですとか、提案は大変貴重なことだというふうに考えております。そういうなかで、この子ども会議を定期的開催するということについては、学校側からの要望ですとか、また地域の方たちからの要望、そういったものを踏まえるなかで検討してまいりたいというふうに思っております。具体的な事業が決まれば、これを予算化するということはやぶさかではありません。

現段階では、若者の意見を聞く場は限られているというようなことでございますので、例えば、さきほどからお話がありましたように、今回行われました、中学校で行われた行事など、そういった場所に町職員が参加をし、また地域の子供からの意見を、例えば議員の皆様方も共有していただくということも必要ではないかなというふうにも思います。そういうことで、この中学校に限らずですね、他の地域、また他の学校、広くそういった方たちを対象としながら実施している。そういうことも事例にあるかもわからないというふうなことで、こうした意見を聞く機会を作るということは大切だというふうに思っておりますので、今後ともそういった方向で進めていきたいというふうに思います。

6 金田 前向きな御答弁をいただいたというふうに理解しますが、ちょっと議論がかみ合っていない気もするので、もう一度お願いします。

まず、もう十分広報も広聴もやってるよっていうふうに企画ダム対策課長さんの答弁では聞こえました。十分だといって満足してしまっただけは今のまんまなので、事業の計画、一つひとつの小さい、細かい事業も、末端の職員さんたちが、自分が担当している事業についても、例えば「予防接種がいつですよ。」みたいに、もう単純な広報でできるのは簡単にホームページにも載せれるし、ちらしに書けるんだけど、そうでもない、どうやって広報して、どうふうになったらみんなに届いたっていうふうに判断するかとか、そういうところまで考えていただけるような広報についての重視の姿勢、そういうものをぜひ持っていただきたいということを願って質問しておりますので、「もう今十分だから大丈夫です。」って言われても、ちょっとしっくりこない。議論がかみ合っていないと思いました。

それから、ダムについても住民の皆に、2月にイベント的なことをやってくれたってことはわかってるんですが、なぜここで急になっていうか、突然今取り上げたかっていうと、実に観光協会のお誘いが魅力的なんです。「地上 200mの空中の道路歩けますよ。」とか、そういう「えっ、工事用の道路歩いてみたいわ。」って、思わず参加したくなるような、すごく魅力的ないい発信を観光協会がし

ていらっしやいます。で、それを見た町民としては、「やあ、私たちもタイムリーなその時期に、私たちだって見たいわ。」って思うのは、これ自然なことだと思うので、2月にイベントやりましたから、「やっていますよ。」とかそういうのじゃなくて、その時々で、町外の方が観光に来てくれてお金をおとしてくれる方策と同時に、町民にもこんなとこまで進んでるんだよというようなことが、楽しみながら見られるようなことを、町民も優先的に考えてほしいという意味で言っておりますので、皆さんが何もやってないと言っているわけではないので。そのときそのときの適時性と言いますか、タイムリーなタイミングっていうのがあって、ぜひそこらへんを、町民のことも忘れないでくださいという意味で質問しております。

それから、議案の早期の開示っていうことについては、さっきの早稲田大学のマニフェストの議会改革度チェックだとか、それから豊橋さんに聞いていただいたり、私もあちこちの市町村に聞いてありますが、みんな情報は町民のもの、市民のものだっていう、一番主権は在民だっていう考え方に今進んできていて、どこも少しでの開示していくという方向でちょっとずつ進んできていると思いますので、うちも町村は遅れとるっていうふうにならないように、世の中の足並み、流れに遅れないようにぜひ一人ひとりの住民が行政情報の持ち主です。主役ですっていう考え方を持ってもらえるように、こちらも「そういうつもりでやっていますよ。」、「議会と行政だけで話し合っているわけじゃあないです。」っていうことがわかるようにしていただければありがたいなという意味で質問しています。

それから最後の町長さんも、財源つけたり予算化していくことはやぶさかではない、若者たちが大切だというお考えの、根本的なところでは一致してるということがわかりましたので、これからのことを期待しているんですが、はよ始めんと間に合わなくなっちゃうとか、さっき出ました早稲田大学のマニフェストの研究会でも、近いところでは新城の子供たちがもう発表しています。それは中学生が発表しているわけではなくて、中学生のときから脈々とやってきたので、高校生になって発表できるという、そういう状況にもうすでにきているので、まず中学生が発表できるような仕組みを作ってもらいたいなということです。そのときに、学校の要望、地域の要望とおっしゃいましたが、それって、学校からは要望出てこない。さっきも言いましたように、社会科の公民の地方自治の勉強の範囲は広いので、常に町の活性化のことを毎年毎年やるっていうわけにはいかないもので、こちらから願わないと。行政側、議会側から願わないと出てこないと思います。だからその点について積極的な取組みをぜひお願いしたいという意味で質問をしております。

それから、もう1点強調しておく、子供たちが願いやこうなったらいいなっていうのをいうだけでは市民性は育たないと思います。中学生が、例えば「移住の政策はこうあったらいい。」とかって言っても、中学生が具体的にできるわけ

ではないので、自分たちのできることと、行政がやること。大人たちと一緒にやってやることと違っていうふうに、きちんと仕分けして、自分らができることを実行する、行動するっていうところまで寄り添わないと無駄だなと思いますんで、思いや願いを言うぶんには誰でも言えるので、行動する市民、町民になってもらうっていうところまで、ぜひ行政や議会議員で寄り添っていきたい。そのためには、財源の保障がほしいのでっていうこと。財源の保障については、町長さんもやぶさかではないとおっしゃいましたので、行政職員の方々や私たちも積極的に町の姿勢として、子供を生かす、可能性を生かすっていうことについて取り組んでいかなければならないっていうふうに考えて、今回の質問をしておりますので、その点についてどなたですか、町長さんかな、いかがでしょうか。学校に任せるじゃなくて、こっちからの積極的な政策としての取組みっていうことについては、いかがでしょうか。町長さんお願いします。

町長 いろいろ御意見、御提言をいただきましてありがとうございます。言われることはそのとおりだと思います。ですので、今、金田議員が言われることをですね、現実化っていうか、具体的に進めていくために、どういうやり方ができるのか。また今、希望を述べられておみえになりますけれども、そういったことを現実化して、具体的に進めるためにはですね、いろいろなやり方を考えにやあいかなだろうというふうに思います。我々、決して伝えることが嫌でおるとか、町民の人たちにも現状を共有して、また理解もしてもらうための努力はもちろん惜しまずにやることは当然のことだというふうに思っておりますし、そのことへの御不満もお聞きしておりますので、御不満というのは、文子さんからの御不満も聞きましたので、なるべくそういう方向に沿えるように努力してまいりたいというふうに思っております。

それと観光協会がダムの情報発信しておる、すばらしいということで、お褒めをいただきました。ありがとうございます。これもですね、実は、観光協会のスタッフも我々町の職員の一員です。協会という独立したそういう組織はありますが、中で情報を共有するのは我々も一緒になってやっていますので、そこらあたりも御認識をしていただければというふうに思います。

で、学校側からの要望を聞いたうえで、地域の方々の要望を踏まえたうえで検討をするというふうに、私はお答えさせていただきましたけれども、それは今御指摘をいただいたように、要望を聞くだけ、その要望を待っておって、それによって我々が考えるということの意味ではなくてですね、もちろん、我々が学校側にそういう場所を作ってもらう用意もありますよと、それに対して学校の御都合はどうでしょうと。やはり年間を通してどんなスケジュールが組めるか、そういったことが合致すればそういったことに対して、我々も投げかけをしていきたいと、こういう意味でありますので、そこらあたりも御了解をしていただければというふうに思います。いずれにいたしましてもですね、先ほど申し上げたように、町民の人たちが、町がどんなことを考えて、どんなことをこれから進めていくの

か、また現状がどうなっておるかということは、今までと同じように、我々がお伝えしていく気持ちは変わりませんが、まだまだ不足だというふうに思われるのであれば、そこらあたりはもう少し、我々もそういったところに意識を高め、お知らせ、お伝えができるように努力していかなくちゃいかんかなと思っております。以上です。

6 金田 ありがとうございます。決してやってないとか、そういうことを指摘するために質問しているわけではなくって、地方分権の時代になり、住民自治の時代になったので、それに合わせた動きをしていかななくちゃいけない。で、私たち自身も、私も古い時代の人間ですので、今の若い人たちのことを十分知っているわけではないですが、よそを見たりしていると、可能性を無視しないで、引き延ばす、引き出すっていう方向の施策がだいぶ進んできているようですので、ぜひただいまの御答弁のように、設楽町の子供たちが町を愛する。例えもし外へ出て行っても、常に設楽町のことを思っていてくれるような体験が、中学生の時代からずっと高校生に至るまで続けていけるように、継続できるようにプロジェクトを作ってくださいよう願っていて、今回の質問を終わります。

議長 これで、金田文子君の質問を終わります。

議長 次に、11 番高森陽一郎君の質問を許します。

11 高森 失礼します。ただいま議長のお許しをいただきましたので、始めさせていただきます。また先月、歯が1本ぼろりと抜けました。内側から老いを感じております。老いに負けずに頑張ります。

それでは、私、質問に入ります。質問は1点です。表題にあるように「名倉地区発電事業について」、これは9月に一度終わったので、私の気持ちとしては整理がついていたんですが、議会だよりの愛読者から、数名からいろいろな意見をいただきましたので、あらためて数字を確認するために質問させていただきます。

9月議会での説明のあった名倉地区太陽光発電建設の契約内容等について、再度説明を求めます。5点あります。

1「使用面積、平米単価、賃貸借料金について改めて説明を求める」、2「事業契約終了後の返還の約束の確約について」、3「地区住民の同意、または了承の取り付けについて」、4「町長部局の決定と議案化による透明性の確保について」、5「発電施設周辺の環境整備について」です。

それでは、第1からまいります。1「使用面積、平米単価、賃貸借料金について」、改めて説明を求めます。前回回答いただいた契約内容について改めて数字の説明をお願いしたい。使用面積7,781㎡、20年間貸し付け、賃貸借料金793,656円、1年間。㎡あたり8.5円とありましたが、年間賃貸料はどのようなかけ算をして算出されたのか。ここに示された数字のかけ算では79万という金額は出てこないのではないか。お示し願いたい。

2「事業契約終了後の返還の確約について」、契約終了後、相手方負担で原状復帰と前回説明がありましたが、現行の電力売買の状況からすると、買い取り拒否に近い買い取り価格の設定で、自家消費用の新たな200万円超えの蓄電池設置を強要するような国の方針のもとでは、到底売電利益の積み上げが望めなくなることになり、設置費用のカバーさえできにくくなる状況が心配されます。不測の事態を避けるためにも5年毎の契約内容の見直し、改訂と撤去費用の内部留保の確約と積立金の確認等の確約はとれないものか。

3「地区住民の同意、または了承の取り付けについて」、地区区長の同意があればいいと区長のはんこを求めましたが、区長の同意はあくまでも組長会、あるいは区長会の総意による同意に基づくものであるべきであり、区長一人のはんこだけで事をすまさぬような慎重な配慮がなされるべきと考えるが、この事案では1月4日付けで申請がなされ1月7日貸し付け承認、4月1日契約締結とあり、地区同意の取り付けと事業の説明責任のあたりに不透明感が漂っております。その後の4月名倉区長会、5月名倉学園環境整備協議会、6月の議会全員協議会での報告は、きちんとされております。したがって、公聴を考慮して地元説明会を必ず開催するという方向性は押さえなくてはならないと思いますが、いかがな考えでしょうか。

4「町長部局の決定と議案化による透明性の確保について」、町長部局で決定とあったが、今回の案件が、町長部局で決定されなければならなかった理由はなにか。事業者から逆指名の形で提示された本案件は、課長の手に残る内容であったために町長部局決定となったものなのかどうか。少なくとも、全協の場で、工事契約の申込みがあるというように、事前に契約内容、あるいは工事の内容の説明等があれば、町としては全面的に取り組んでいくという、可視化の作業がわかりやすくなってくのがあり、前回のように受領終了後に報告として全協に出されるよりも、工事着手前にその報告がなされる方向がなされるべきでないかと思いますが、そのへんの透明性の確保について説明願いたいと思います。

5「発電施設周辺の環境整備について」、太陽光発電地区はどこもゴミを残さずメンテナンスが楽なように整然とした環境を保っているところが多いが、本丸織地区発電所は、場内に伐採残物が野積みされたままになっていると地元から指摘する声が聞こえてくるが、いかがされるつもりか。以上、第1回質問終わります。

総務課長 御質問の件について、総務課からお答えをいたします。

「賃貸借料金について」、まずお答えをいたします。7781㎡ということで、単価8.5円、ちょっとここの説明が不足していたかと思います。8.5円はですね、㎡あたりの月額になります。で、掛けていただきますと、66,138.5円。切り捨てて66,138円が月額になります。これに12ヶ月を掛けますと793,656円、こういう計算でございます。

「事業契約終了後の返還の確約について」お答えします。事業の採算性に関し

ては、電力売買単価を基に、事業者が計算し判断をしております。また、撤去費用の内部保留については、事業者が対応すべきものであると考えておりました、町が確約をとるものではないというふうに判断しております。原状復帰に関しては、契約書に明記し、お互い合意しております。町としては、契約終了後には、契約書に基づき原状復帰をしていただくという考えであります。

3番目の「地区住民の同意、または了承の取り付けについて」お答えいたします。本案件については、町の普通財産を契約に基づいて貸し付けております。普通財産の貸付は、地方自治法238条の5で認められた行為になります。普通財産の貸付でありますので、地区の合意が必須というものではありませんけれども、地域の方の理解を得るということで、若干時期が遅くなりましたけれども、区長会、それから名倉学園環境整備協議会、議会全員協議会で説明をさせていただきました。

次にですね、「町長部局決定」ということがありましたけれども、まず、基本的に「町長部局」という言葉について確認させていただきます。「町長部局」といいますのは、町長の指揮命令の下にある部署のことをさす行政用語かと思いません。設楽町で言いますと、部ですとか、局という名称は、組織はありませんので、課になります。総務課であり、企画ダム対策課、財政課、町民課などなど、大きく言いますと、教育委員会と議会事務局を除く課が町長部局というものに、一般的には言われる言葉になります。で、普通財産、今回の場合の普通財産の管理については、総務課が担当しておりますので、担当である総務課、これが町長部局の1つになりますけれども、総務課が起案をしまして、今回の決定をしたという経緯になります。議員おっしゃられた「課長の手に余るため町長部局決定」という、そういったものではありませんので、今回、通常の意味決定の手続きにより決定したものというふうに、御理解をいただきたいと思えます。

「発電施設周辺の環境整備について」お答えをいたします。私も現場を確認させていただきました。フェンスの内側、発電パネルの並んだところは整然とした状態、整備されておりました。一部周辺部分がですね、日照を確保するために伐採した立木の残りが散在しているという状況でありました。伐採場所は、町有地あるいは一部名倉カントリーの敷地があるようで、支障木は比較的細い杉あるいは檜、そのほか松も多くありました。価値のないものについて、残置されているという状況にみえました。ただし、周辺に対して危険であるとか、環境上問題があるという状況には見受けられませんでした。また、現在までに、そういった苦情が町に寄せられているということもありません。以上、よろしくお願ひします。

11 高森 説明ありがとうございました。1番、よくわかりました。私もなんか1つ数字が抜けている気がしたので、1桁違うなと思ってましたので、でもまあいろんな計算でそうなったと思ったので気にしなかったんですが、指摘されてみたら、なるほど何か少ないなと思って、今説明受けて、月額とわかり安心しました。数字自体は、79万はこれは非常に高い数字だと思うので、あの土地にしてはいい、

そういう事業じゃないかと、そういう感じがしております。

それから2番の事業者が計算、判断も、これはあるんですが、実は言うように、デイトナっていうのは本業がオートバイ関係だと思んですが、そこがベンチャーとしてやってる部分に関しては、やはりいろんな経済変動、何かがあって、突然本業がだめになって、逆にベンチャーがひっくり返るようなそういう事態が発生しないとも限らないという、そういう非常に危惧されることが多い。特に電力関係は、今すごい締め付けがきついとこきてますので、そのへんの少なくとも、町のほうから「あんたんとこどう。」って、そういうふうな打診ぐらいはできないかと思ったんですが、そのへんいかがでしょうか。

それから、町長部局わかりました。基本的には、町できちっと決定がされたという、そういうことが大事ですので、その可視化、誰がどうして決定しました。いつこうなりました。そのへんのある程度手順というか、動きを多少地元のほうに下ろしていただいて、そういう説明会、作る前に事前の説明会っていうのをある程度情報を出してもらう形があると、そんないいことなら。特にこれは太陽光ですので、原発と違って、町民が大反対だって、そういうことはまずおきないと思いますので、そのへんのちょっと手の回し方をきちっとしていただくと、よかったかなという気がする。だから3分の1くらいの人、不思議だなという人、不思議感を持ってるとかいうところもありますので、そのへんの心の修正っていうのをある程度きちっとしてもらいとよかったかなという感じがして、こういう質問になりました。そこは、質問、それで結構です。

あと、一番最後の残立木の件なんですけど、あそこはどん詰まりに行くと名倉カントリーの管理棟がありますが、そのへんまでとにかくきれいです。葉っぱも落ちてないくらいきれいに清掃してあります。だけど、やっぱり発電所の一部のところだけ、どんと積んであってなんとなく違和感がありますので、できれば町のほうからでもカントリーの一部分の場所ですので、「ちょっとくらいきれいにしてもらえんか。」とか、「どっか裏山へもっと移動してもらえんか。」と、そのへんのアドバイスはいかがでしょう。以上です。

総務課長 何点かいただきまして、事業者のほうとも打合せですとか、そういったものを行ったときにですね、本業はオートバイ関連でやっておるんですけども、やはり今の若者がちょっとオートバイ離れもあって事業の多角化も考えているという話は伺っております。

地元への説明という面については、参考にさせていただきまして、なるべく早い時期に、こういった事案についてはやっていくのがいいのかなというふうに思っております。

で、残材の関係で、たぶん言われておるのが、入口付近にですね、若干山に積んである部分の残材があるという、そこは私も確認しました。で、事業者にもちょっとお聞きしたんですけども、また地元での活用というか、薪ですとか、そういうものへの活用も考えていると、考えているというか、そんなような話も

事業者として聞いておるといふ話でありました。で、ちょっとその進み方は、今ここではお答えししっかりできませんけれども、そういう話も伺っておりますので、そういう方向で進めていただくように、また話をしていきたいと思っております。以上です。

- 11 高森 安心しました。そこでですね、今後いくつかのそういう太陽光発電はじめバイオマス、代替可能エネルギー、そういうような事業が、設楽町特に名倉地区の広いところに入り込む、入ってくる、そういう時代がくる可能性があります。そのときに、やはり一番最初の事業として、なんとか太陽光発電のこの事業が地元の人たちが非常によかったなっていうふうに、安心してもらえるような事業として定着させて、もう先行させていくべきだと思うので、そういう点では企業誘致に関して、地域の理解度、それから情報公開を徹底して、名倉の人たちは非常に聡明なところありますので、了承なしにやることに対しては非常に忸怩たるものあると思いますので、今後、町として、町長がそういう諸々の事業を将来展望を考えていくときに、一番大事になさっているものはどういうことかっていうことを一言披瀝願えませんでしょうか。

町長 町が例えばいろいろな企業の方々とそういったような機会ができた。また企業に限らずですね、町が行っていくいろいろなそういった新しい事業等を展開する際にはですね、やはり基本は地域の人たち、住民の人たちが理解をしていただくなかで、こうした行政を進めていくというのが原則、基本的な事項だというふうに思っております。したがってですね、そういう、先ほどもありましたけれども、情報をきちっとお伝えするなかで、御意見等を拝聴し伺うなかで決定をしていく。そして皆さんが御理解、また納得のいくそんなような状況を拝見したなかで、事業に取り組んでいくというのが原則だと思っておりますので、今後ともそういう方向で進め、行っていきたいというふうに思っております。

- 11 高森 ただいま非常に前向きな答弁いただきました。安心しました。とにかく、設楽町どんどん寂れていく可能性あります。ダム8年後に終わったときに。そのときにそういう、その間に入ってきた事業が設楽町を支えていく可能性がありますので、代替エネルギー、原子力ではなくて安全なエネルギーですので、それを1つずつ設楽町の定着させていく。そういう地味な努力をする必要があると思いますので、今の町長の方針に沿って地元の理解、それから協力をしっかり取り付けて、こういう事業を推進して行ってほしいと思います。以上で終わります。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは14時20分まで休憩といたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時19分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、下記に記載する加藤明美さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。本議案は、加藤明美委員の任期が令和2年3月31日で満了しますが、人格識見が高く人権擁護委員の適任者として、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。同法第3条の住所要件及び第6条第3項の議会議員の選挙権を満たしているとともに、再任の年齢要件に適合しています。なお、任期は、同法第9条の規定に基づき令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であり、以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

(意見なし)

議長 意見なしと認めます。お諮りします。議案第72号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思いません。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第72号に対する議会の意見は、適任とすることに決定をいたしました。

議長 日程第7、議案第73号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第73号「指定管理者の指定について」、下記に記載する設楽町コミュニティプラザしたらの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者として選定する団体は、設楽町商工会で、所在地は設楽町田口字上原2番地6、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であり、提案理由としては、指定管理者制度の運用以来、現在までの管理実績に基づき、引き続き設楽町コミュニティプラザしたらの管理、運営を効果的かつ効率的に行うためであり、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田 令和元年度と同じ377千円でしたっけ、同じ指定管理料を支払うということになりますか。もし同じだったら、その指定管理料でしていただく業務の内容はどんなことですか。

企画ダム対策課長 指定管理料につきましては、毎年度年度別協定のほうで決めており増すけども、377千円、同額というところで今予算計上はしておるところでござ

ざいます。内容としましては、仕様書等ございますので、それに基づいて指定管理のほうをすることになります。以上です。

6 金田 ちょっと仕様書は、私、見てないんですが、具体的には住民が指定いただくというのか、みえる業務の内容、指定管理料としてお支払いする分の業務の内容はどんなものですか。例えばどんなことですか。

企画ダム対策課長 まず、施設の概要でございますけども、これはコミュニティプラザしたらで、施設につきましては1階、2階とございます。で、施設にあたりましては、この設楽町のコミュニティプラザの設置に関する条例、これらに基づいて行っていただくことになります。で、ですね、具体的な内容につきましては、コミュニティプラザ条例でございますけども、指定管理者が行う業務としまして、施設の維持管理及び運営に係ること、こういったことを行うということでございます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第73号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第73号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第8、議案第74号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第74号「町道路線の変更について」、令和元年8月29日付で設楽ダム工事事務所長から依頼された設楽ダム建設事業の進捗に伴う現道部の町道平野松戸線の供用廃止等については、事業の計画的な進捗によるやむを得ない行政行為として認められることから、当該路線の終点を変更するため、道路法第8条第2項を準用する第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案とそれから別添の位置図をあわせて御覧ください。現道の町道平野松戸線については、今後ダム関連工事により、利用者の安全面などから一般交通の用に供する道としての効用を全うできなくなるため、本年10月1日から通行止めをしていることから、当該町道の終点を「田口字田尻1-61」から付替町道の「清崎字江ヶ沢2-2」に変更するとともに、現道部分の「清崎字大久賀多1-109」から「田口字田尻1-61」の間を廃止するものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第74号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 74 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 9、議案第 75 号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 75 号「設楽町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。先の 9 月議会において、地方公務員法等に係る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化について、関係条例を改正したところであります。本議案の当該条例においては、成年被後見人は印鑑の登録資格から除外されていますが、先に述べました法的措置に基づき、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことにより、今後は 15 歳未満の者は従来どおり印鑑登録はできませんが、15 歳以上の成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合は、法定代理人が同行し、かつ本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録ができるように改正するものであります。条例の施行期日は一括整備法と同日の令和元年 12 月 14 日であります。本日裁決までしていただきますので、改正の内容の詳細については、町民課長から説明します。

町民課長 それでは、お手元新旧対照表のほうを御覧ください。これまでは、改正前のほうにありますように、「次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。」ということで、「成年被後見人」ということで規定されておりましたが、先ほどの副町長の説明がありましたように、国の方の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が令和元年 11 月 19 日にございまして、今後は成年被後見人ということではなくて、改正後にありますように、「前号に規定する者を除いた意思能力を有しない者」という表現になりまして成年後見人の方が同行すれば、成年被後見人の方も印鑑登録ができるという内容にするのであります。以下、第 5 条の関係の改正規定に関しましては、記録を磁気ディスクにする等の変更でありまして、直接今回の成年被後見人の関係とは直接は関係なく、字句や文言の改正というものになっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

11 高森 成年後見人と被後見人は、裁判所が決定するからわかりやすいんですが、この意「意思能力を有しない者」の範囲というのは、どこでどういう規定されているのか。1 号か何かでされてるんでしょうか。

町民課長 特に明確な規定はないと思うんですが、成年被後見人の方に関しましては、

裁判所の方から町民課のほうにそのようなデータというか、名簿がありますので、それで判断するということになります。

11 高森 その身分証明書とかなんか持ってなくて、来た人に現場の人はどういう対応、どういうきちんとした対応をされるんですか。

町民課長 あくまで申請していただくという形になりますので、申請の書類のほうでいろいろ判断させていただきます。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 75 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 76 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 76 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、本年 8 月 7 日の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を 0.05 ヶ月引上げ、それぞれ令和元年 12 月期及び令和 2 年度の期末手当の支給割合を 2 段階で改正するものであります。改正内容として、第 1 条及び第 3 条は本年の 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 167.5 から 100 分の 172.5 に 0.05 ヶ月引上げることにより、年間の支給割合は 3.4 ヶ月になり、令和元年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 条及び第 4 条は、昨年的人事院勧告による改正と同様、令和 2 年度の 6 月期及び 12 月期の支給割合を平準化するため、いずれも 100 分の 172.5 を 100 分の 170 にあらため、令和 2 年 4 月 1 日から施行する改正であります。附則の第 1 条は、施行及び適用の期日であり、第 2 条及び第 3 条は改正前に支払われる 12 月期の期末手当は、改正後の規定による内払とするみなし規定であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 76 号を総務建設委員会に付託することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 76 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 11、議案第 77 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 77 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、本年の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき、改正する内容は次の 3 点であります。

まず 1 点目は、給料月額平均改定率を 0.1%として、30 歳代半ばまでの若年層の給料月額を上げるとともに、初任給については大学卒 1,500 円、高校卒 2,000 円の上げを行い、本年 4 月 1 日に遡及して改定するものであります。

第 2 点目は、勤勉手当について、12 月期の支給割合を 0.05 ヶ月引上げ、年間 1.9 ヶ月に改正するとともに、令和 2 年度は、議会議員及び常勤特別職と同様、6 月期及び 12 月期の支給割合を平準化するため、本年 12 月期及び令和 2 年度の支給割合を 2 段階で改正するものであります。

第 3 点目は、住居手当の支給対象家賃額の下限額を 12,000 円から 4,000 円引き上げて 16,000 円とするとともに、手当額の上限額の 1,000 円引上げ 28,000 円とする改正であります。

このほか、給与改定とは異なりますが、会計年度任用職員制度の創設に関する規定として、第 25 条「会計年度任用職員の給与について」、「別の条例で定める。」とする条文を追加しています。要するに議案 79 号の「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を示すものであります。今回の改正としては 2 条立てで、第 1 条は令和元年度に係る者。第 2 条は令和 2 年 4 月 1 日の施行するものとしています。

附則の第 1 条は、施行及び適用の期日で、住居手当に係る改正規定に施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。附則の第 2 条は、すでに支払われた給与、勤勉手当等の給与は、改正後の規定による内払とみなす規定であり、第 3 条は改正後の住居手当額の減額緩和に係る経過措置を規定したものであります。改正の内容の詳細につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 それでは、若干詳細について順をおって説明させていただきます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本文 23 ページありますが、その後になります。(第 1 条分) ということで、第 21 条第 2 項第 1 号で、勤勉手当の支給割合に係る改正で、人事院勧告に基づく法改正により 6 月は支給済でありますので、12 月分を 100 分の 92.5 に 0.05 を加算し 100 分の 97.5 にあらためるものであります。年間支給は、期末、勤勉合わせて、年間 4.50 月という数字になります。

めくっていただきますと、別表がつけてあります。人事院勧告に基づく法制改正にあわせ給料表を改正するものです。初任給と若年層の給料を、平均0.1%あげるといって改正されております。給料表をずっとめくっていただきますと、給料表が27/27というページがずっと最後までありまして、その次、(第2条分)ということですが、第14条第1項住居手当の支給額に係る改正で、人事院勧告に基づく法改正により対象となる家賃額の下限を4,000円引上げています。12,000円を16,000円に改正しております。具体的には59,000円未満の家賃の場合、手当は500円から4,000円の幅で引下げになり、60,000円以上の家賃の場合に500円あるいは1,000円の引上げになります。めくっていただきまして第21条第2項第1号期末勤勉手当の合計で年間割合4.50月に増減はありませんけれども、令和2年度の勤勉手当の割合を6月期と12月期揃えまして100分の95というふうにあらためるものであります。第25条を御覧ください。第25条の改正は人事院勧告に基づく改正ではありません。地方公務員法及び地方自治法の改正に基づく関係条例の改正の内、給与条例に関わる部分を改正するものです。改正前は臨時職員等の給与として定めておりましたものを、会計年度任用職員の給与ということで、内容的には別に条例で定めるというふうにしてあります。

施行期日につきましては、先ほど副町長説明いたしました。第1条で公布の日から施行で、給与表に関して31年の4月1日に遡及適用。それから附則の第2条では、支給済の給与は内払とみなす。それから附則の第3条では、住居手当の支給の経過措置がうたっています。住居手当が2,000円以上減額される場合については、令和2年度に限り旧の手当額から2,000円を控除した額を支給するという経過措置になります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 これ、私の所属委員会に付託されると思うので、すこしだけお尋ねをします。1/3の第2条関係、住居手当でありますけれども、第14条を読みますと、結局、住居手当の対象者が縮小されていくというふうに読めるんですが、そのように理解してよろしいか。そして、新たに、そうしますと、住居手当今まで受けとったけれども、この条例改正で受けられない職員が出てくるかと思われるんですが、その職員の数は何名になるのか。

それから3の2ですが、2項関係の(1)のア、それからア、イですが、これによって住居手当の額は減になるのか、増になるのか。以上です。

総務課長 まず最初の点で、まず住居手当を受けられることができる家賃額がですね、4,000円上がりますので、今現在12,000円から15,000円台までの家賃を負担している職員にも今は出ておりますが、そこは出なくなります。その代わりどうなるかということ、金額が大きい家賃を負担しておる職員が受けられる最高の額が今は27,000円が最長でありますけれども、それが28,000円に1,000円アップになるということで、今現在設楽町で職員で住居手当を受けておるのが総勢で16名おります。その中で、受けられなくなる職員が1名おります。で、13名が減額にな

り、2名が増額になります。人数でいうとそういう数字になります。以上です。
議長 ほかにありませんか。

6 金田 1,000円という金額をおっしゃったんですけど、その金額はちょっとどこに書いてあるかわからなかったんです。2/3のところの左の上のほうですと27,000円になってますが、これ28,000円とおっしゃったの、ちょっとわからなくて。

総務課長 ちょっとすみません。自分でしゃべっておきながらどこでその言葉を言ったか今思い出せないでいるんですけども、どこでしたっけ。

副町長 たぶん僕が言ったやつじゃないですか。27,000円が28,000円に1,000円上がるというのは、計算式の中で16,000円、2分の1が16,000円を超えるときは、11,000円を加算した額というのが住居手当の積算になるものですから、その従来条分が17,000円に11,000円を加算した額ということになることによって28,000円になると。その27,000円と28,000円は直接的には出てきませんが、住居手当の算出する積算の基礎としての数字です。

議長 これで質疑を終わります。議案第77号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第77号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第78号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第78号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本条例は、令和2年4月1日から施行される改正地方公務員法及び改正地方自治法に基づき、会計年度任用職員制度の運用が始まることによる条例改正でありまして、設楽町職員定数条例をはじめとする関係条例9条例の一部改正をこの整備条例としてまとめて上程するものであります。会計年度任用職員制度の概要につきましては、さきの全員協議会で総務課長のほうから内容を説明しましたので詳細な説明は省きますが、法律改正の主な概要について説明しますと、従来地方公務員の臨時非常勤職員については、法律における任用制度の趣旨に沿わない運用がみられるという指摘から、適正な任用を確保するため、大きく次の4点について明確に規定する改正であります。

第1点目は、地方公務員法上、特別職の範囲を制度が本来想定する専門的な知識、経験または識見に基づき助言、調査、診断、その他、法令で定める事務を行う者として厳格化する。2点目は、臨時的任用については、国と同様、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合に限定する。3点目は、今まで一般職の非常職職

員の任用等に関する制度が不明確であることから、会計年度任用職員の規定を新設し、その採用方法や任期等を明確化する。4点目は、地方自治法に係るもので、従来の非常勤職員には労働制が高いものであっても期末手当が支給できなかったが、会計年度任用職員については期末手当の支給が可能となるよう給付規定を整備するものです。これらの法律の改正趣旨を踏まえ、第1条設楽町職員定数条例をはじめとする9条例を改正しますので、詳細な改正内容につきましては、総務課長から説明します。

総務課長 それでは新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第1条関係、「設楽町職員定数条例」の一部改正です。定数を定めるときはですね、臨時職員、非常勤職員を除いて計算することとなっております。で、そのなかのうたいこみで、法律の趣旨に基づきまして、臨時職員に注書きで明確に規定をしております。めくっていただきまして、第2条関係、「設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」です。フルタイムの会計年度任用職員については、この公表の対象となるということで、ここの、同法第22条の2第1項第2号がフルタイムの職員ですけれども追加しております。めくっていただきまして、第3条関係、「設楽町職員の分限に関する条例」、会計年度任用職員の任期は1会計年度限りでありますので、会計年度任用職員の休職期間をうたうものです。めくっていただきまして、第4条関係、「設楽町職員の懲戒に関する条例」、減給の額として会計年度任用職員の場合は、報酬でありますので、報酬の額と読み替える規定です。めくっていただきまして、第5条関係、「設楽町公益的法人への職員派遣条例」では、地方公務員法の改正に伴う条項の整理になります。めくっていただきまして、第6条関係、「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、非常勤職員として定めていた規定を会計年度任用職員に置き換えております。めくっていただきまして、第7条関係、「設楽町職員の育児休業に関する条例」、これでは会計年度任用職員が育休した場合の勤勉手当、もともと勤勉手当は支給の対象ではありませんが、勤勉手当、復帰後の号給調整、部分休業の場合の給与の減額、これらについて定めているものです。続いて、2枚ほどめくっていただきまして、第8条関係、「設楽町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害条例」では、当町では想定しておりませんが、フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に対応できるように規定をしております。めくってください。第9条関係、「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬条例」では、選挙管理委員以下、学校薬剤師まで、区分と額を前の条例では定めておりましたけれども、非常勤特別職を学識経験等に基づき助言、調査等を行う者というふうにより厳格化いたしまして、今まで載っておりました嘱託員の項目等につきまして、この特別職からはずすという内容になっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第78号を総務建設委員会に付託することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 78 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 13、議案第 79 号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 79 号「設楽町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本条例は、議案第 78 号で説明しましたように地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、今まで非常勤特別職である嘱託員、臨時職員または賃金職員として任用または雇用してきた職員を、令和 2 年 4 月 1 日から法律に基づく会計年度任用職員として一括して任用するため、報酬、期末手当及び費用弁償について新たに条例として制定するものであります。詳細な内容については、総務課長から説明します。

総務課長 それでは説明させていただきます。給与条例第 25 条で会計年度任用職員の給与は別に条例で定めるということになっております。これに基づき条例を定めるといふものです。第 1 条は、趣旨規定になります。第 2 条は、支払方法などを定めております。第 3 条、職員、会計年度任用職員のことですけれども、「職員の報酬は給与条例第 4 条第 1 項を準用する。」となっております。これは、一般職の給与表を使用するという規定になります。第 4 条では、別表により職務ごとに給与を定めるといふことで、別表が 6 ページのほうにあります。第 5 条で、号給、報酬の額は規則で定める基準により任命権者が決定することになっております。参考に説明をさせていただきますが、嘱託員が会計年度任用職員になるわけですけれども、報酬に関しては、報酬に関する給与表の考え方を参考にお話しします。元の嘱託員の業務の時間単価を計算をいたしまして、単価が低くならない形で、それに相当する給与表の号給にあてはめて支給するという方法をとります。第 6 条では、報酬の額の計算方法を定めております。給料表はフルタイムの場合の月額金額でありますので、当町の会計年度任用職員はパートタイムとして考えております。給料表の月額を勤務時間で按分して支給するという事です。めぐっていただきまして、7 条、8 条、9 条につきましては、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務の報酬を定めるものになります。以前の嘱託員にはこれらの報酬はありませんでした。第 10 条は、今回もっとも大きな改正の内容になります。勤務時間の短い職員を除きまして、会計年度任用職員で任期が 6 ヶ月以上の職員に対して期末手当が支給されます。金額については、給与条例で定めておりますけれども、6 月と 12 月に月額報酬の 100 分の 130 ということで支給になります。第 11 条、報酬の計算、支給日等を定めております。第 12 条、1 時間あたりの報酬額

の計算方法を定めております。第13条、月額職員の勤務時間が正規の勤務時間に勤務しない場合の報酬の減額について定めております。14条は、通勤手当と費用弁償として支払うという規定になります。15条は、公務のために行った旅費の支給規定になります。16条は、特例を定めるものになります。17条は、規則への委任規定と。で、附則でめくっていただきますと、附則の中にですね、施行日は4月1日ですけれども、経過措置として、最低賃金に達しないときの差額支給でありましたり、報酬が下がる場合の差額支給のできる規定を附則で定めています。以上、説明させていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 給料表行政職（一）、（二）を使われるということなんですけれども、それはそういう規定だと思うんですけれども、で、行政職（一）、（二）を使うというと、ふつう給料表だと、例えば何号給の何から始まって段階的に、主査級以下だと4つ上がるとか、補佐級だと3つしか上がらないとか、なんかそこらへんの規定があったと思いますけれども、会計年度任用職員はどういうふうな形、そういうふうな形で給料が上がっていくのか、そのへんはどんな具合なのかということと、それから、1点ですね、再任用職員は給料表のさっきの改定のなかにもありましたように、一番下にですね、再任用職員の給料決まっているんですけど、個々ごとに、一人ひとり違うという理解でよろしいのか。そのへんお答えください。

総務課長 具体的な細かなところ、規則で定めることになります。で、先ほど嘱託員の職務を条例から削ったよってというような説明をさせていただきましたけれども、その嘱託員の項目、項目というか、種類ごとに規則の中で、行（一）の1級の何号から何号までを使うというふうにします。その単価が今の嘱託員さんの時間の単価を下回らないような形で、規則のほうで定めます。で、何年もおればどんどん上がっていくのかというと、その範囲を定める中で、8号給あるいは4号給という範囲を区切ります。で、そのなかで昇級はするんですが、上がったもここまでという、そういう号給を規則で定めて運用をしていきます。

6 金田 参考までにお尋ねします。これ、地方公務員だけに適用されるわけ。地方公務員法だから、適用されるわけですが、たとえば社会福祉協議会みたいなああいふ福祉法的な法人のほうにも準用されていくっていうか、汎用されていくっていう傾向にあるのでしょうか。

副町長 設楽町の社会福祉協議会は、今までも設楽町の給与条例を準拠していますので、この条例改正の内容に応じて、所定の手続きを経て、適用していくものと思います。

議長 ほかにありませんか。

（なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第79号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 79 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 14、議案第 80 号「設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 80 号「設楽町使用料条例等の一部を改正する条例について」、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、「使用料条例」をはじめ、「手数料条例」、「行政財産特別使用に係る使用料条例」、「道路占用料条例」及び「流水占用料等に関する条例」の 5 条例を一括で改正するものであります。改正の基本的な考え方、改正後の金額については、先の議会全員協議会で概要を説明しましたが、御存じのように本年 10 月 1 日から軽減税率対象品目を除き、消費税が 8%から 10%に引き上げられたことにより、公共施設の維持管理経費等においても消費税引き上げ相当分の負担が生じてまいりますので、税負担の円滑かつ適正に転嫁するため、使用料等の一部改正するものであります。具体的な金額については、一部例外はあるものの、平成 26 年の 5%から 8%への引き上げと同様、原則として消費税引きの金額を算出し、その金額に 1.1 を乗じ、10 円未満の端数については四捨五入をして定めたものであります。また、第 4 条の道路占用料条例及び第 5 条流水占用料に関する条例については、消費税に関する事項及び関係する愛知県道路占用料条例の一部改正に準じた額を改正するものであります。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日であります。財政課長のほうから改正内容の詳細について説明します。

財政課長 それでは、議案の次のページを見ていただきたいと思います。5 本の条例ということを行いましたので、最初が「設楽町使用料条例の一部改正」になります。第 1 条ということで、使用料条例の別表第 1 を次のように改めるということで、内容につきましては、先月の全協で説明した内容の改正後の数字が載っております。

議案をめくっていただまして、13 ページを御覧ください。第 2 条としまして、「設楽町手数料条例の一部改正」ということになります。こちらも内容のほうは別表を改正するものですが、全協のところで説明したように、別表の 1、証明・住民基本台帳関係、福祉関係等手数料のつぐ診療所に係る部分、新旧対照表のほうで見ていただくとわかるんですけども、またのちほど説明します。

「1,080 円」を「1,100 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に、「540 円」を「550 円」に改めるというものです。で、全協の際、金額の改正ではありませんけども、地方税法関係手数料の表を改めますという説明をしました。本日の説明が初めての説明になりますので、説明したいと思えます。ずっとめくっていただまして、新旧対照表、横書きが 1/24 から始まりましてずっといきますと、4/24、24/24 の次に 1/8 というのが出てきます。設楽町手数料条例の第 2 条関係ということで 1/8 というところがあります。

で、こちらの3/8、先ほど言ったつぐ診療所の「1,080円」が「1,100円」云々というものが3/8の一番下段のところから次のページにかけて改正するものとなります。で、今回の追加した改正の説明です。6/8をごらんください。別表の3の改正です。先ほども申しましたように金額の改正ではありません。法律的に改正するというものでもありません。運用上の改正のための改正するものですが、主には備考欄を削除するものです。新旧対照表、右側が旧の、改正前の表ですけども、備考欄を見ていただきたいと思います。一番上段、例えば納税証明書1件200円、「申請のとき」とあります。備考欄につき、「1年度1納税者につき1件とする。」というふうな記載があります。続いて2段目、町税その他公課に関する証明の交付云々、ここも1として「1年度云々」、2として「前号の規定にかかわらず、固定資産云々」に関しては、「1枚につき1件とする。」というような記載がなっております。以下、似たような表現になっておりますので、基本的な考え方をしまして、例えば「1年度1納税者につき1件とする。」という場合につきましては、現実的ではないと。1年度間において同一人物が2回来た場合、いつ確認するのかというところがあります。それから、後者、「1枚につき1件」というような表現になっていきますけども、固定資産関係の名寄せ帳においては、現在の電算システムでは、1枚につき土地は7筆まで、家屋は4棟までしか表示できないので、土地や家屋を多数所有している方は、この証明書を取得する際、手数料が多く必要になるという不公平感があります。また、事務を行う上でも、筆数や棟数によって枚数が変わるために、照会の都度電算システムを確認して、その都度金額が変わるということもあって、事務が繁雑となっています。こうしたことを解消したいために、表の一番下、今回の場合ですと、7/8「地方税法第380条第3項の規定に基づく地籍図の写しの云々」と書いてありますけども、これ1件、「複写用紙1枚につき1件とする。」ということで、これはいわゆる公図の写しですので、これに関しては従前どおりということで、今回は改正しません。ということで、先ほど言ったように、備考欄を削除するということです。ちなみに、ほとんどの市町村も、金額は別として、1枚ではなくこれらの証明は1件という扱いをしていますので、そういう改正をしたいと思います。それから、あわせて7/8ページをごらんいただきたいと思います。上段、右側の表を見ていただきますと、地方税法第382条第3、その下、382条第2項、その下、382条第2項ということで、お気づきかと思いますが、並びが逆になっております。2項が普通ならば上にくるものですが、2項、3項と並び替えたいんですが、実は、この382条第3項というのは、正確には382条の3、それから382条の第2項は382条の2というのが条分ですので、入れ替えて改正すると。で、先ほど言いましたように、備考欄を削除してしまいますので、382条の2項というのが実はまったく同じ表現が2つ並んでいますので、これを意味がないということで1つにまとめるという改正になります。以上が手数料条例の今回の追加した改正になります。続きましては、また条分のほうへ戻っていただきたいと思います。14ページ、

「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部改正」ということで、これは全協で説明したときのように別表を次のように改めるということで、こちらの金額は改正後の金額が載っておるものであります。

それから、17 ページをごらんください。第4条としまして、「設楽町道路占用料条例の一部改正」ということで、こちらは改正項目が2つあります。1つは別表を次のように改めるということで、別表を今回のように改めるということです。それから第2条第2項中「1.08」を「1.10」に改めるということで、これはなんとなく消費税のことかなというふうにわかんと思いますけども、実は消費税のほうで非課税と扱いするもののなかで、土地の譲渡及び貸付けがあります。で、今回の場合、これが該当するんですが、一時的に使用させる場合は消費税の対象とする。一時的な使用とはなんぞやという話なんですが、1ヶ月未満の場合は消費税の対象となるということで、今回「1.08」を「1.10」に改めるものであります。新旧対照表で言いますと、先ほどの7/8の次に1/4、3/4というふうに出てきますが、次の1/6、第4条関係の「占用料の額」です。第2条第2項としまして、「1.08」を「1.10」に改めるというものです。で、別表を次のように改めるというものです。

で、最後になります。新旧対照表、そのままごらんいただきたいと思います。第5条関係、「流水占用料等に関する条例」ということで、こちらも別表第1、別表第2の該当する部分、アンダーラインが引いてあるところがあると思いますけども、そちらを、こちらにつきましては県の条例のほうで改正されておりますので、それにあわせて改正するものとなっております。詳細な内容については、建設課長さんのほうでお答えすることになると思います。以上です。

建設課長 4条関係の道路占用料条例につきましては、先ほど財政課長のほうから説明がありましたように、県のほうの道路占用条例が改正になりましたものにあわせての改正になります。県の道路占用料は、県内一律の占用料であったわけなんですけども、今回の改正で、県内を1級から5級の5段階にわけて、それぞれの地区での占用料が決められたということで、当町はそのなかの5級の地域に入りまして、県内で一番安い地域ということで、新旧対照表見ていただければおわかりだと思いますけども、改正前、改正後で、改正後のほうが占用料安くなっております。そういうことで、今回、占用料のほうで引下がっております。

続きまして、5条関係の流水占用料につきましては、水を引いてその料金でありますので、これはまあ、したがって上がってきたというものでございます。電柱との占用料につきましては、道路と同じ考え方で、1級から5級にわかれて、当町は5級ということで一番安い地域になったということで、それにあわせて改正となっております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 全体で、消費税増税をそのまま転嫁するというので、大変困ります。どういう見方で転嫁するのか、この際、質問します。

それから、設楽町占用料条例についてですが、ただいま建設課長の説明で、一律県下の料金が5段階にわかれて、設楽町はその最低の5級であるから下がるといっていますが、そのなかでも特に下がったものと若干下がったものとあるんですけども、3/6の「上空に設ける通路」は、その差が大きいんですね。それからアーチ、5/6のアーチ、これも差が大きいんですが、これはどういった理由によるものか。

建設課長 これもやっぱり県の占用料にあわせて下げたものですけども、やはりその占用する部分の土地の値段ですね。それに対してどれだけ占用しているかっていう考え方で計算をしてると聞いてますので、そういう関係で大きく下がっていると聞いております。

財政課長 今回の値上げの件につきましては、11月の全協でも説明したと思いますが、最初、御存じのように水道等の起業会計以外では利益を生んでいないことから、消費税の納付の申告義務ありません。が、ですので法的に何かをするという必要はありませんが、しかし26年、消費税5%から8%に引上げられたときと同様に、消費税率引上げに伴う公共料金等の取扱いについて、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処されたい旨の通知が総務省からありました。これがまず1点目です。

それから、御存じのように、消費税の増税に伴い公共料金特に光熱水費、電気・ガス等、それから保守点検、清掃などの委託料、維持管理費が増加します。この増加分を使用料等に転嫁しないとすると、町のコストが増えます。これらを考えると、公の施設の使用者、利用者にも増えた部分の一部を負担してもらうということで、いわば消費税率アップによるコスト増加に伴う町の政策的な改正という位置づけで、今回の改正を行うものです。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第80号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第80号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第81号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第81号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本条例の改正につきましては、先の議案第80号の使用料条例の改正内容、いわゆるグリーンパークの部分の表記の改正内容と現実的な管理運営の実態との整合性を図り、なおかつわかりやすく明確な施設区分とするため、別表を

全面的に改正するものであります。施行期日は、令和2年4月1日であります。
議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第81号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第81号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第82号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第82号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、
地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。
本条例の改正理由としましては、国保の均等割額は政府管掌の社会保険等の保
険制度と異なり、被保険者一人ひとりに対して均等の額を賦課するものでありま
して、加入世帯で子供の数が増えれば、保険料負担が重くなる仕組みであること
から、町の子育て支援策の一環として、子を持つ被保険者の負担軽減を図るため、
均等割額の2分の1を減免する改正であります。改正内容は、第38条「保険料
の減免」規定の第1項に第3号を加えるもので、具体的に申しますと、18歳に達
する日以後の最初の3月31日までの子供を含む18歳未満の子供と、当該年度中
に出生した子供を対象として、均等割額の2分の1を減額する規定であります。
また、ただし書は7割、5割、2割軽減として賦課された均等割額に対する減免
規定であります。具体的に申しますと、軽減後の均等割額が対象となって、その
2分の1を減額するものであります。そのほか、新たに第3項として、第1項第
3号の要件に該当する場合の減免申請のみなし規定を追加することにより、改正
前の第3項を第4項に繰り下げる改正であります。施行期日は、次年度の保険料賦
課から適用するため、令和2年4月1日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第82号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第82号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第17、議案第83号「工事請負契約の締結について」から日程第19、議案
第85号「工事請負契約の変更について」までを一括し議題とします。本案につ
いて提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 83 号、84 号の「工事請負契約の締結について」、及び議案第 85 号「工事請負契約の変更について」の 3 議案を一括して説明します。議案第 83 号及び 84 号の簡易水道導水管布設工事の請負契約については、2 件とも設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の 50,000 千円以上の工事契約に該当するため、事後審査型一般競争入札により、それぞれの落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。2 件の工事につきましては、田口浄水場の水源が水没するため、新たな導水管として付替県道設楽根羽線等に布設する計画に基づき、導水管の布設及び水管橋の架設を施工するものであります。

それでは議案第 83 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道導水管更新工事田口地区については、11 月 22 日に 2 者による入札の結果、工事請負金額を 173,800 千円として、落札者のカネハチ建設株式会社と仮契約を締結しました。なお、入札の執行状況は税抜き 161,290 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 158,000 千円で、落札率は 97.96%であります。それぞれ施工位置図で示すとおり、田口浄水場から県道設楽根羽線 1 号橋末端部までを、田口地区布設区間として施工し、導水管路の総延長 1,604.2m 及びステンレス鋼管の水管橋 123m の導水管布設工事であります。

続きまして、議案第 84 号「工事請負契約の締結について」、本議案の簡易水道導水管更新工事小松地区については、11 月 22 日に 3 者による入札の結果、工事請負金額を 124,960 千円として、落札者の吉川建設株式会社設楽営業所と仮契約を締結しました。入札の執行状況は、税抜き 115,670 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜き 113,600 千円で、落札率は 98.21%であります。工事概要につきましては、議案第 83 号における工事末端部から 2 号橋末端部までを小松地区区間として施工し、導水管路の総延長 256.9m 及びステンレス鋼管の水管橋 167m の導水管の布設工事であります。

続きまして、議案第 85 号「工事請負契約の変更について」、本工事は平成 30 年 6 月 18 日に契約し平成 30 年度繰越明許費であります簡易水道配水管更新工事 H30-3 でありまして、田口地内の老朽化した配水管を耐震管に更新し、震災時に安定供給することを目的とする工事であります。変更前の契約金額については、50,000 千円以下の工事に該当していたため議会議決を要しませんでした。下水道事業等の工程調整により、施工位置図の緑色で示した配水管布設工 174m と仮配水管工 180m の施工区間の延長により契約金額 44,145 千円から 52,824 千円に 8,679 千円増額する変更のため、今回設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお契約の方法は一般競争入札で、落札者のカネハチ建設株式会社と契約を締結したものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。議案第 83 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 これ施工場所をちょっと確認したいんですけども、今この工事をやっているところは、国道 257 は今舗装の復旧工事をやっているところなんですけども、またここから車道の部分を掘るわけですか。それとも歩道に入れるわけですか。

生活課長 今言われたとおり、車道部分についてはもう舗装工事の復旧が始まっておりますので、歩道部分に施工していくことで進める予定であります。

議長 ほかに質問ありませんか。

6 金田 確認ですが、この導水管っていうことは、水源から水を引っ張ってくる導水管のことですか。

生活課長 先ほど副町長が説明したとおり、現在の取水場が設楽ダム建設に伴って水没してしまいますので、その水没する、松戸にある水源をタコウズのほうに変えて、そちらから約 10 キロの、水源から田口の浄水まで 10 キロあるんですが、その一部の工事を今回 2 件にわけて施工するものであります。

6 金田 そうすると、ダムによって水源を失うので水源が移動するわけなんで、この事業費は 10 分の 10 国から出ますか。

生活課長 もちろん、施工費は全て国費であります。ですので、工事請負費、それかこの工事に伴う委託設計費、それから事務費相当額を補償されております。

今回の工事に関して、町からの出費は一切ありません。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 83 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 84 号「工事請負契約の締結について」の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 先ほどの議案第 83 号の契約との比較なんですけども、契約金額でいいますと 173,800 千円です。で、84 号は 124,960 千円、5,000 千円くらいの違いがあるんですよ。違いがある。ところが、この地図を見ますと、83 号のほうの延長距離が書いてあります。工事内容のところに導水管布設工ダクタイル铸铁管、これが同じ 150 mm ですが、1,604.2m、1 km 1,600m ですね。で、今の審議中の 84 号の契約でまた地図を見ますと、導水管布設工が 258.9m、約 8 倍違う。で、もう少し詳しく見ますと、今度はその下の配管用ステンレス鋼管、水道橋の施設工事ですね。これが 123m 対 167.0m、この水管橋のステンレス鋼管がかなり高いもので工事費も高くついて、それで 40m ばか違うんですけども、それでこうした金額の開

きになっているのかどうか。そこらへんはどういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。

生活課長 工事費につきましては、今議員御指摘のとおり水管橋という工種がかなり工事に対してのウエイトが高くなっております。ですので、延長的に見ますと、ダクタイル鋳鉄管というのは土の中を導水管をいけていく工事で、一方の水管橋は橋の横に導水管を添架するという工事でありますが、そちらの水管橋のほうがかなりウエイトが高くなっておりますので、導水管の布設の延長が田口地区と小松地区ではかなり違うんですが、こうした設計金額になっておりまして、この設計につきましては、すでに国のほうに設計審査をして、この設計書については、適正であるということは国のお墨付きをもらっての、国交省の審査を受けての設計書になっておりますので、よろしくお願いたします。

10 田中 ちなみに、設計金額、予定価格を算定するとき1 mいくらで計算されてますか。水管橋のステンレスと道にいける鋼鉄管ですか。

生活課長 すみません。そこまで詳しい設計書のほう今持ちあわせていませんので、ちょっと休憩をいただければ調べてきますが。

議長 暫時休憩といたします。

休憩 午後3時50分

再開 午後3時57分

議長 それでは引き続き質疑を行います。

生活課長 すみません。ちょっと時間をいただきまして。やはり工事にあたっては、水管橋については足場等いろいろ複雑な工事設計で、今単純に1 mあたりいくらというのがはっきり出ませんでした。部材単価等、おおよその金額でいいますと水管橋で350千円から410千円の間が1 mあたりの単価であります。それから導水管については、28千円から30千円の間で、深さだとか導水管の管口径の差もありますが、28千円から30千円のところで導水管のほうは埋設しているということで、これ全て直工費でありますのでこれにまた経費がかかりますが、そういったところであります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第84号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第85号「工事請負契約の変更について」の質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

10 田中 地図で質問したいと思うんですけども、この赤く書いてある、線が引っ張ってあるのが変更前の工事箇所、で、緑の場所が今回増加分ということに、という説明だというふうに理解してるんですけども、町浦線なんですけども、ここは、前に掘ったのは、前に掘ってるんですけども、それは下水の管をいけたんでしょうか。

生活課長 今回のこの 30-3 の工事につきましては、当初の契約をしてから 4 回ほど変更契約をしております。で、最初の変更契約については工期の延長だけであったんですが、昨年 3 月 25 日に増額の変更をしております。それは 50,000 千円以下でしたので、議会に諮ることはなかったんですが、そのときにこの町浦シウキの金額を、当初下水がそこをやる予定ではなかったんですが、どうしてもそこを下水のほうで執行していった結果、そこをやらなければならない。工事金もありその路線をやろうとしたものですから、下水をやるということで、水道もやらなければならないようになってしまったということで、去年の年度末に町浦シウキ線を追加しました。で、そのときは第 2 回目の変更だったんですが、第 3 回目の変更を 7 月 23 日、今年度工期の延長をしておりますが、その後最終的に向木屋白山線の 174m の緑のところがあるんですけど、それを今回追加させてもらって、金額が増額させてもらったというところでありまして。で、この路線が変更したことによって、当然工期が延びておりますし、工事箇所も延びてますので、それに伴って、工事費に伴って保安員の人数がかなり交通整理が増えておりますので、その関係で増額になったものであります。以上です。

10 田中 そうすると、町浦シウキ線は水道と下水と同時にやったと。やったところもあるし、これから予定しておったけども、これからのところもあるという理解でよろしいですか。

生活課長 町浦シウキ線につきましては、水道については今とりあえず下水をやるために、架設、今まであった水道管を下水道と一緒にするんで、架設でやる工事のみやらさせていただきますので、まだ水道に関しては本設を、これからまだやる予定がありますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第 85 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 20、議案第 86 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」から日程第 24、議案第 90 号「令和元年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 86 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」から第 90 号まで一般会計及び 4 特別会計の補正内容について、一括で説明させていただきます。今回の補正では一般会計をはじめ簡水、農集、診療所の 3 特別会計において勤勉手当及び給料月額増額の増額に伴う給料、期末勤勉手当等の職員手当、退職手当組合負担金、共済費の人件費補正を計上し、一般会計及び特別会計の人件費の総額は 2,914 千円の増額であります。いずれも今年度の人事院勧告に基づき国会で可決された一般職の給与法改正に伴う給料月額及び勤勉手当 0.05 ヶ月の増額に対応する給与補正及び人件費に係る特別会計の操出金でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

それでは議案第 86 号「令和元年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」について説明します。今回の補正内容は歳入歳出それぞれ 14,639 千円を追加し、予算総額を 7,244,564 千円とするものであります。第 2 条の繰越明許費については、4 ページの第 2 表をお開きください。橋梁修繕事業は豊栄橋、キビウ橋等 3 本の橋梁の整備事業ですが、橋梁の設計が 10 月末に完了したものの年度内工期では施工が難しいため、22,800 千円、60%分ですけれど、本会議の議決を経て次年度に繰越して執行させていただくものであります。第 3 条の地方債の補正については、5 ページの第 3 表地方債補正に記載する農業集落排水施設更新事業は、県代行の処理場の機器更新が県協議により新たに 8,800 千円認められた一方、新明橋管路移設設計委託が維持的なものとして、起債対象から除かれた事による 2,200 千円の減、差引き、6,600 千円を追加し、限度額を 8,800 千円とするものです。下段の町道改良事業は、改良工事 3 路線の事業費減に伴い、9,000 千円減額し、新たに町道清崎田峯線に 16,000 千円追加したことにより、起債限度額を 66,000 千円として 7,000 千円追加するものであります。

それでは歳出から説明しますので、8 ページ、9 ページをお開きください。2 款総務費 1 項 6 目、移住定住推進費は、平成 28 年 11 月 25 日に町有地を売買契約した一区画の宅地分譲地について、引渡し期日から 3 年以内に住宅建築が不可能という返還の申出がありましたので、町が買戻しに要する宅地費用、及び登記事務費を補正するものであります。

11 目、津具総合支所費の津具基幹集落センターにかかる補正は、玄関の自動ドアが稼働しなくなり、早急に冬季の寒さ対策とするための修繕費及び給水設備改修工事の不足分として光熱水費を充当したことによる不足額を補正するものであります。11 ページ 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費は、国においてマイナンバーカードの円滑な交付という計画の策定が求められ、具体的には令和 2 年 7 月までに住民のマイナンバーカード取得率 30%を目指すことから、少しでも早く取り組むため交付事務に要する費用を補正するものであります。12 節役務費は、申請時来庁

訪式への対応として申請者へ交付する書留等の郵送料であります。18 節備品購入費は、申請者負担の軽減を図り、職員操作によるオンライン申請をサポートするため、一人ひとり Web カメラで撮影し、画像を取り込んで申請することにより、交付事務専用パソコン、及び Web カメラを各 1 台購入するものであります。3 款民生費 1 項 3 目老人福祉費は、先の全員協議会で説明しましたように、高齢運転者の交通事故防止のため、安全運転支援装置の搭載された車両、およびペダル踏み間違い時加速抑制装置の費用に対して、1 台あたり 50 千円を上限にそれぞれ 3 台分の補助金を新たに計上するものです。13 ページ 4 款衛生費 1 項 3 目つぐ診療所費及び 6 目簡易水道費は、それぞれ特別会計における人件費補正の財源として繰り出すものであります。15 ページ 5 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業振興費は、あいち型産地パワーアップ事業補助金について、愛知県との財源調整によりトラクター購入事業を前倒しで申請することから、県補助分に町補助分を加えた補助金額を計上する補正です。4 目農業集落排水費は、人件費補正 21 千円と地方債で説明しましたように起債の追加による 6,600 千円の特別会計の財源措置として繰出金を減額する補正であります。2 項林業費 2 目林業振興費 13 節のあいち森と緑づくり事業委託料は、県の事業費確定に伴う増額で全額を県委託金で充当しています。また、次ページの森林境界確定支援補助金は、森林境界の測量面積に単価 45 千円を乗じた額から森林整備地域活動支援交付金を除いた額について、5,000 千円を上限とする新設の補助制度であります。あわせて森林環境譲与税事業である森林整備等業務委託は、新規補助金と同額を減額する補正として事業量を減ずるものであります。19 ページ 7 款土木費 5 項 1 目公共下水道費は、特別会計において下水道等事業審議会の追加開催に伴う 3 回分の報酬 176 千円を繰り出すものであります。21 ページ 9 款教育費 1 項 2 目事務局費の 11 節需用費は、空調設備導入による電気代の追加補正であります。4 項社会教育費 2 目社会教育推進費は、本日の行政報告でもありましたようにネオフェニックスと東三河 8 自治体において協定を締結し、来年 3 月 7 日、8 日の二日間を奥三河の日としてゲーム観戦の応援ツアーを実施する事により町民から一般募集して参加するため、一日 2 台の大型バスを借り上げる予算を計上するものであります。4 目奥三河郷土館費の 7 節事務賃金は、資料の整理作業をより推進するため、本年 4 月から 2 名増員し、9 名体制で執行した事による不足額を補正するものです。5 目歴史民俗資料館(仮称)の 13 節田口線車両輸送業務委託料は、田口から清崎への輸送ルートの精査、及び規制法の厳格化への対応など、関係機関への許認可申請に 6 ヶ月ほど要する事から、前倒しで実施するため、前払金相当の 30%分を補正予算として計上するものです。23 ページ 5 項 4 目つぐグリーンプラザ費の 11 節修繕費は、プール有圧換気扇が故障し、湿気の影響でカビや藻が発生するため緊急に取り換え修繕するものです。また、光熱水費は、プール水漏れ修繕や昇降機修繕等、施設の各種緊急修繕に予算を充当したため、その不足する所要額を補正するものであります。

続きまして歳入について、説明書の4ページ5ページをお願いします。15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金2節戸籍住民基本台帳費補助金は、歳出で説明しましたように、個人番号カード交付事務に要するWebカメラ購入の定額補助金であります。16款県支出金1項1目総務費県負担金1節ダム対策費負担金は、歳出の歴史民俗資料館(仮称)田口線車両輸送業務委託料の8割を水源地域整備事業負担金として追加するものであります。2項県補助金4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金は、あいち型産地パワーアップ事業補助金として、事業費の3分の1程度を追加計上するものです。3項県委託金3目農林水産業費県委託金1節林業振興費委託金は、歳出のあいち森と緑づくり事業費の全額を追加するものであります。7ページ19款繰入金2項基金繰入金4目一節財政調整基金繰入金は、国庫支出金及び町債に関する補正を除き歳入、歳出補正額の調整額として6,922千円を減額補正するものであります。22款町債1項過疎対策事業債1目農林水産業債1節農業債は、最初の地方債補正で説明しましたように、農業集落排水施設更新事業に係る起債対象と対象外を相殺したものととして、6,600千円を追加補正するものです。5目土木費1節道路橋りょう債は、町道改良事業に係る新規計上と路線事業費の減に伴う起債額の減額分を相殺し、7,000千円を追加計上する補正であります。

続きまして議案第87号令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について説明します。今回の補正予算は、歳入、歳出額にそれぞれ35千円を追加し、予算総額を1,043,179千円とするものであります。第2条の繰越明許費については、3ページの第2表をお開きください。配水管等布設工事は、田口地区を中心とする簡易水道配水管更新工事において、下水道管布設工事と重複する区間において、湧き水や予期せぬ埋設物の発生により不測の日時を要し、年度内完了が困難となったため、196,644千円について本議会の議決を経て次年度に繰り越して執行させていただくものであります。歳出の7ページ1款総務費1項1目総務管理費2節給料は、人事院勧告に伴うものであります。歳入の一般会計繰入金で充当するものであります。

続きまして、議案第88号令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について説明します。今回の補正予算は歳入、歳出額にそれぞれ176千円を追加し、予算総額を397,404千円とするものです。第2条の繰越明許費については、3ページの第2表をお開きください。管渠布設工事は、管渠を布設する道路内に当初想定しない埋設物があり、年度内完了が困難となったため184,448千円について、本議会の議決を経て次年度に繰り越して執行させていただくものであります。歳出の7ページ1款総務費1項1目総務管理費1節報酬は、下水道使用料金と分担金設定について審議しています。下水道等事業審議会を3回から6回に増やすことから、追加する3回分の報酬額を増額する補正で、その財源として歳入では一般会計繰入金を充当しているものであります。

続きまして議案第89号令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第

1号)について説明します。今回の補正予算は歳入、歳出額にそれぞれ21千円を追加し、予算総額を192,168千円とするものであります。第2条の地方債の補正については、3ページの第2表地方債補正に記載する農業集落排水施設更新事業ですが、一般会計で説明しましたように県代行施工の処理場の機器更新8,800千円の追加と新明橋管路移設設計委託2,200千円の減額により下水道事業債の限度額を6,600千円増額して、8,800千円とする補正であります。歳出の7ページ1款総務費1項1目総務管理費3節職員手当等は、勤勉手当に係る補正であります。続いて戻っていただいて、5ページの歳入5款繰入金1項1目一般会計繰入金については上段の総務管理費は新明橋管路移設設計委託料2,200千円について、町債から一般財源に移行したことと、人件費分21千円を加算したもので、下段施設建設費は新たに機器更新事業費が下水道事業債への対象となったことから、当該額8,800千円を減額する補正であります。8款町債1項1目町債は第2条の地方債の補正で説明したとおり、下水道事業債を6,600千円追加する補正であります。

最後に議案第90号令和元年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第2号)について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ255千円を追加し、予算総額を97,397千円とするものであります。歳出の7ページ1款総務費1項1目一般管理費3節職員手当等は、人事院勧告に伴う勤勉手当0.05ヶ月分の追加、及び期末手当について実施済の手当間の内部調整を図る補正でありまして、歳入としましては一般会計繰入金を充当するものであります。以上で補正予算の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。議案第86号「令和元年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8土屋 11ページの民生費の事でお伺いします。全協で出てきた案件だと思えますけれども、その折にもちょっとお話をしました。これ単独町費で補助をされるわけですから、可能な限り町内でお金が流通するようなことは常々考えておかにやいかんと思えます。その辺について配慮された上で上程をされておるのかお聞きしたいと思えます。

町民課長 実は先日町内のモータースさんとのお話の中で、一回町内にあるモータースさんだとか自動車関係の事業所さんに一度寄っていただいて、こういう制度を始めますので、ぜひ工場の方でも対応できるような体制をしてください、という寄り合いを近々開催する予定であります。

8土屋 あの、その上でですね、これ、つけられる方の選択なわけですから、町内でつけようが、町外でつけようが多分補助が変わらんということですよ。となるとですね、なかなか地元という話にはなりにくい面が出てくると思えます。単独で補助していくわけですから、そこで何か町内の業者さんがやられる場合には何か特典があっても私はいんじゃないかと思っているんですが、その点はどうなんですか。

町民課長 とりあえずですね、安全第一という事で1月から実施する訳でありまして、とりあえず、3台3台で補正予算計上させておりますので、まず様子を見て、その結果で例えば新年度で対応できるような部分があれば、そこでまた検討して制度のほうを改めながら運用していきたいと思っております。それからもう一つ、最近国の方でもこの制度を制度化する予定が報道されておりましたが、緊急を要することなので町はこの通り実施して、また国の制度がですね、もし制度化されればそちらの方といろいろ関係を考えながら、国の方の制度が使えるのであれば、それに町のほうがどういう風に例えばプラスするのか、そういう事にしてやっていきたいと思っております。

8 土屋 どんなことも、最初が一番肝心の訳ですね。で、ですね、やるとそれは前例という事に必ずなります。年度が変わった時にですね、町内に配慮をしたような事ができればいいんですが、そのの所を是非慎重に考えてですね、実施をしていただきたいという風をお願いをしておきます。

6 金田 今も補助金のお話でしたが、同じく補助金で産地パワーアップ事業でトラクターを買う時の補助というお話がありましたけれども、もう残りが1月2月3月しか今年度がないのですが、どういう方を対象にいつ頃までに補助をしてくれるのか教えてください。

産業課長 トラクターの会社に確認したところ、産地パワーアップを受けるためにどういうもの、というところで、会社には問い合わせがしてあるのですが、会社のほうに聞きましたら2月ぐらいには納品できます、ということも聞いております。受ける方は一名なんですけど、津具の方が受けられるんですけど、実は来年度受けたいという話があったんですけど、県のほうが「予算残があるから前倒しして今年受けてください。」という事で話がありましたので、そういう事で今年予算を乗せさせていただいたという格好になっております。

6 金田 詳しくわからないのですが、既に来年度こういう事業があるという予想の下に、この補助を受けたい人、っていう風に募集をもうかけてあったら、来年度お願いしますっていう人があったんですか。で、その人を前倒しして補助することにしたんですか。もし、みんなに告知されてればいいけど、必要と思う人が。そうでないと、さっきの広報の話じゃないですが、公平性ではどうかなとちょっと心配になりましたので伺います。

産業課長 産地パワーアップを受けるためには、農協さんの協力もあってですね、農協さんの方からこの方、というところであがってきますので、農協さんがその農家さんと交渉をしております。農業者さんが農協さんに相談して、受けたい、というところで、県と町に相談してですね、この制度に乗りたい、というところで話があって、一応3年間くらいだったと思うんですけど、予約みたいな恰好で買って購入という手続きになっておりますので、あくまでも農協さんで農家さんに対しては全員に対して話がしてありますので、買いたい方はこの地域ではそんなに何名もいらっしやいませんで、トラクターを買いたいという方が。ですので、

そのなかであまりにもたくさん来れば、年度を分けて順位を決めて、とあるんですが、うちのほうはそういう方がいらっしゃいませんので、手を挙げた方から順次順次というところで話になっております。

議長 他にありませんか。

3加藤 すごく早かったのが僕が聞き落してるような気がするのですが、9款教育費のバス借り上げ料ですけれども、何の観戦というふうに。

教育課長 バス借り上げ料です。先ほどの説明の復唱になりますけれども、三遠ネオフェニックスというプロバスケットボールチームと8市町村の首長が地域連携の締結をしました、という冒頭の行政報告の中の、町長の挨拶の中にもあった件なんですけれども、その中のメインの企画として住民の招待していただけるというものがございます。ご自分たちの車で行きたいファミリーとかもみえるとは思いますが、町として少しでもそういう方々を募るためにはある程度、足の確保も必要だろうということで、大型バスを用意させていただいたと。3月7日8日、二日間に2台づつを用意したいという風に考えているものでございます。

3加藤 すみません。別のものと勘違いしてました。これ、急遽決まってきたことなので補正で、という事で理解しました。もう一件、同じページの歴史民俗資料館（仮称）田口線車両移送業務委託ですが、これ今年度で30%というふうに聞いたのですが、これ田口線を輸送するのの委託料というのはこれが全額ではないという事なのでしょうか。教えてください。

教育課長 先ほど説明ありましたように30%の前払金という意味合いでございます。総額では15,900千円程という事でございます。本来は令和2年度で行うべきものでしたが、先程の説明もありましたように6ヶ月の期間がかかるだろうということで、令和2年度の事業を円滑に進めるためには今年度中の契約が必要だということで前倒しして、ここであげさせていただいたというものでございます。

6金田 ネオフェニックスの観戦ツアーですけど、大型バス2台以上の、もし、申込みがあったら抽選ですか。それとも町のバスなどで補充しますか。

教育課長 大きく見積もれば一番いいんですけど、現実的にどれくらいの方が行ったださるのかなというのは正直いろいろ迷っているところです。で、例えばラグビーとかが、ガッと人気が上がって一気に人がありますが、一般に車で行かれる人もおりますので、そういう方の方が多いかなというところがありまして、まずは2台をとりました。で、それを超えたらマイクロバス等も含めてですね、検討させていただければと思います。

議長 他にありませんか。

(質疑なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議長 議案第86号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 86 号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 87 号「令和元年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第 87 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 87 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 88 号「令和元年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第 88 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 88 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 89 号「令和元年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第 89 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 89 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 90 号「令和元年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 質疑なしと認めます。

議長 議案第 90 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 90 号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3 時 42 分